

平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

北海道教育大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	24
基準6 学習成果	40
基準7 施設・設備及び学生支援	43
基準8 教育の内部質保証システム	49
基準9 財務基盤及び管理運営	53
基準10 教育情報等の公表	59
<参 考>	61
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	63
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	64

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

伊藤孝	茨城大学教授
◎稲垣卓	福山市立大学長
小川雅弘	大阪経済大学大学院経済学研究科長
後藤秋正	北海道教育大学名誉教授
佐々木徹郎	愛知教育大学教授
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
園田智昭	慶応義塾大学教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
永田敬	東京大学教授
○本間謙二	前 北海道教育大学長
○村田隆紀	京都教育大学名誉教授
○森正夫	名古屋大学名誉教授
○山内進	一橋大学名誉教授
山本泰	東京大学教授
湯川嘉津美	上智大学教授
吉田裕久	安田女子大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

北海道教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員組織の活性化のための措置としてサバティカル制度を設け、毎年度相当数の教員が当該制度を利用して研究に専念している。
- 修士課程の教科教育専攻では秋季入学において、中国瀋陽市の瀋陽師範大学と中国天津市の天津外国語大学を会場に、外国人留学生特別選抜を実施している。
- 高等教育の動向から見たシラバスの位置付け等を示した「シラバス作成の手引き」を作成し、シラバスの向上に取り組んでいる。
- 学部の自己推薦入試及び推薦入試の合格者を対象に、基礎学力不足への対応を含む入学前教育を実施している。
- 平成19年度から実施された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」(平成19～21年度)を継承・発展させた「教育現場のニーズへ対応する大学と教育関係機関との互恵的パートナーシップによる教育臨床的アプローチ」(平成24～26年度)では、公的教育相談機関、通信制高等学校、福祉施設等とのパートナーシップによる、ワークショップやカンファレンス等のアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。
- 派遣交換留学生や短期海外派遣研修プログラム参加学生を対象に、奨学金を支給するとともに、留学に伴い卒業延期となった学生に対し、授業料の免除を実施している。
- 「授業評価アンケート」を、各学期の中間と期末に計2回実施するとともに、各教員が取り組んだ授業改善の成果を自己評価する「教育実績に対する自己評価」を実施し、これらを基に「教育改善調査票」を作成し、ウェブサイトにて公開して学生の声を授業改善に活かすPDCAサイクルを構築している。
- 大学評価室が中心となって、教育、研究、社会貢献等の計8項目の中から2年ごとに評価項目を設定して、当該大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を実施するとともに、翌年度には、その結果について外部評価を実施している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成26年度から優れた若手研究者や教職経験者等をテニユア・トラック教員として採用し、原則5年以内に「教員養成を担当する教員」として養成し、テニユアを付与する制度を設け実施しており、今後、その成果が期待される。
- 平成27年度から札幌校、旭川校、釧路校で実施している「グローバル教員養成プログラム」においては、高い英語力と豊かな国際感覚を有し、社会のグローバル化について深く理解し、それに対応した教育活動の先導的役割を担うことができる教員の養成が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程及び大学院課程における成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が十分に講じられていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「北海道教育大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。」と明確に定めている。

また、学部、学科又は課程等の目的については、課程（教員養成課程）の目的を、学則第13条に「現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養、知性並びに専門的能力を持ち、子どもを深く理解し、北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。」と定めるとともに、学科（国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科）に置く専攻ごとに、その目的を定めているが、学科単位の目的は定められていない。

このほか、平成17年11月に大学憲章を定め、その中で、教育理念について「先進の人間教育」「行動する教養」「高い志の涵養」の3つの理念を掲げるとともに、教育に関する目標、研究に関する目標、社会貢献に関する目標を定めている。

これら当該大学が定める大学の目的は、学校教育法第83条に規定する「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に適合するとともに、同条第2項に規定する「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に適合している。

これらのことから、学科の目的を定めることが望まれるものの、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、学則第40条に「大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。」と定めている。

また、修士課程に置く専攻（学校教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻）のそれぞれの目的は、学則第40条第2項に明確に定めている。

専門職学位課程に置く専攻（高度教職実践専攻）の目的も、学則第40条第2項に明確に定めている。

これら当該大学が定める大学院の目的は、学校教育法第 99 条に規定する「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」に適合している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育学部 1 学部（入学定員 1,185 人）で構成する単科の大学であり、札幌校（入学定員 270 人）、旭川校（入学定員 270 人）、釧路校（入学定員 180 人）、函館校（入学定員 285 人）、岩見沢校（入学定員 180 人）の 5 校地で構成している。

教育学部には、教員養成課程（入学定員 720 人）に加えて、国際地域学科（入学定員 285 人）、芸術・スポーツ文化学科（入学定員 180 人）の 2 学科を置き、1 課程・2 学科で構成する課程・学科併置型の学部構成としている。

教員養成課程は、札幌校、旭川校、釧路校の 3 校に開設し、それぞれの地域性を踏まえた専攻を置いて、各校が特色のある教育課程を展開する体制としている。

札幌校には学校教育専攻（教育学分野）等、7 専攻（12 分野）を置いて、教科内容や教科指導に関する学びを通して多様な課題を解決できる創造的実践力を備えた小学校教諭や中学校教諭とともに、特別支援学校教諭、養護教諭等の育成に取り組む組織としている。

旭川校には教育発達専攻（教育学分野）等、8 専攻（9 分野）を置いて、教科教育と教科専門の担当教員の緊密な連携の下に、教科に関する高い実践的指導力を備えた小学校教諭や中学校教諭等を育成する組織としている。

釧路校には地域学校教育専攻（教育基礎分野）等、3 専攻（13 分野）を置いて、へき地・小規模校教育等、地域の特徴を踏まえた教育についての学びを通して地域で活躍できる小学校教諭や中学校教諭等を育成する組織としている。

国際地域学科は函館校に開設し、地域協働専攻及び地域教育専攻の 2 専攻を置き、さらに地域協働専攻には国際協働、地域政策、地域環境科学の 3 グループを置いて、国際的な視野と教育マインドを持ち、豊かなコミュニケーション能力を活かして地域の活性化に寄与できる人材を育成する組織としている。

芸術・スポーツ文化学科は岩見沢校に開設し、芸術・スポーツビジネス専攻、音楽文化専攻、美術文化専攻及びスポーツ文化専攻の 4 専攻を置き、芸術やスポーツを地域課題の解決へ活用し、新たな文化ビジネスへつなげることを通して地域再生の核となる人材を育成する組織としている。

なお、これらの 5 校の学部構成のうち、函館校と岩見沢校については平成 26 年度に、札幌校と釧路校（専攻名の変更のみ）については平成 27 年度に改組して今日に至っている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

全学の教養教育の円滑な実施及び運営並びに改善等を図るため、平成 25 年度に教養教育全学運営委員会を設置している。同委員会は、学長が指名する理事と各校において選出された教員各 2 人で構成し、委員長は学長の指名により選出している。

同委員会では、同委員会規則第 3 条に基づき、(1) 各校における教養教育の円滑な実施と充実のための諸方策の検討、(2) 教養教育の充実と改善のための各校教養教育組織との連絡・調整・協議・提言等、(3) 北海道地区国立大学との教養教育の単位互換についての円滑な実施のための諸方策の検討等を行っている。

各校における教養教育の実施に当たっては、各校に置くカリキュラム委員会が責任組織となって教養教育を実施する体制を整備している。

各校では、当該校の専任教員が中心となり、これに他校専任教員や学内センター教員が協力し、さらに学外非常勤講師を加えて教養教育を実施している。

なお、北海道地区の国立大学の連携による教養教育の充実強化を目的として、平成 25 年 6 月に北海道地区国立大学 6 大学で「北海道地区国立大学の教養教育連携実施に関する協定書」を締結し、単位互換制度を活用した教養教育連携事業を実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、教育学研究科 1 研究科（入学定員 180 人）で構成し、同研究科には修士課程（入学定員 135 人）と専門職学位課程（入学定員 45 人）の 2 課程を置いている。

修士課程には学校教育専攻（入学定員 24 人）、教科教育専攻（入学定員 96 人）、養護教育専攻（入学定員 6 人）、学校臨床心理専攻（入学定員 9 人）の 4 専攻を置いている。

学校教育専攻には学校教育専修 1 専修を置いて、学校教育における諸問題についての高度な専門能力を備えた人材を育成する組織としている。教科教育専攻には、国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修の 10 専修を置いて、各教科についての高度な指導能力を備えた人材を育成する組織としている。養護教育専攻には養護教育専修 1 専修を置いて、高度な専門性を備えた養護教諭を育成する組織としている。学校臨床心理専攻には学校臨床心理専修 1 専修を置いて、主として現職教員及び社会人を対象に、学校教育の今日的課題に関して、高い臨床的専門能力を備えた人材を育成する組織としている。

これら 4 専攻 13 専修からなる修士課程は、養護教育専攻を除き、修学校を札幌校・岩見沢校、旭川校、釧路校、函館校としており、養護教育専攻は、修学校を札幌校・岩見沢校としている。

専門職学位課程には、高度教職実践専攻 1 専攻を置き、同専攻に高度教職実践専修 1 専修を置いて、学校や地域社会で指導的役割を果たす高度な実践的能力を備えた教職者を育成する組織としている。

この 1 専攻 1 専修からなる専門職学位課程は、修学校を札幌校、旭川校、釧路校としており、3 校のいずれにおいても学生を受け入れる組織体制としている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、文部科学省による指定養護教諭養成機関としての認定に基づき、看護師免許を有する者を対象に、1年制の養護教諭特別科（入学定員40人）を設置している。同別科の修学校は、函館校としている。

同別科では、児童生徒の心身の健康問題を積極的に解決する能力、ヘルスカウンセリングについての能力の習得のため、衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、栄養学（食品学を含む。）、学校保健、養護概説、健康相談活動の理論及び方法、精神保健の6分野からなる養護教諭1種免許状が取得可能な教育課程を編成して、当該分野の人材育成の組織としている。

これらのことから、別科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設として、岩見沢地区を除く4地区に11の附属学校（園）（幼稚園2園、小学校4校、中学校4校、特別支援学校1校）を設置している。

札幌地区と釧路地区には、それぞれ小学校1校、中学校1校、計2校を、旭川地区には幼稚園1園、小学校1校、中学校1校、計3校を、函館地区には幼稚園1園、小学校1校、中学校1校、特別支援学校1校、計4校を設置している。

これらの11の附属学校（園）は、附属学校規則第2条「附属学校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて教育を行い、北海道教育大学における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び本学の計画に従い学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。」の定めに基づき、大学が行う教育研究等に協力するとともに、学生の教育実習の実施に当たっては、毎年度、多数の学生を受け入れている。具体的には、平成26年度に学部学生689人、教職大学院学生29人、他大学学生12人、そのほかの学生8人、計738人を受け入れている。

教育研究活動を直接担うセンターとして、国際交流・協力センター、学校・地域教育研究支援センター、大学教育開発センターの3センターを設置している。

国際交流・協力センターは、国際化推進の中心として、国際交流・協りに積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とし、国際交流部門と国際協力部門の2部門を置いて、国際化推進基本計画の実施、国際交流事業の企画及び実施、国際協力事業の企画及び実施等の業務を行っている。

学校・地域教育研究支援センターは、地域教育の充実・発展に寄与することを目的として、学校教育及び生涯教育に関する研究を推進し、地域の諸機関と連携しつつ、学校教育や現職教員の実践的活動及び地域における生涯学習に関わる支援を行っている。同センターには、学校教育研究支援部門、へき地教育研究支援部門、生涯学習・地域連携部門の3部門を置き、学校教育研究支援部門では、学生ボランティアの派遣、現職教員のための講習会の開催等の業務を行っている。へき地教育研究支援部門では、へき地・小規模校等との連携・協力、へき地校体験実習等の業務を行っている。生涯学習・地域連携部門においては、授業公開や公開講座等の開催、社会教育主事講習等の業務を行っている。

大学教育開発センターは、教育課程の改善、全学連携科目・双方向遠隔授業の開発、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、授業評価等を系統的に推進し、大学教育の充実を図ることを目的としている。同センターには、カリキュラム開発部門、授業改善部門の2部門を置いて、教育課程の改善に関する調査及び研究、エデュケーション・カフェ事業の展開及び研究、FD及び授業評価に関する調

査、研究及び実施等の業務等を行っている。特にFD活動では、同センターにおいて「FDアクションプラン 2011-2015」を策定し、全学のFD活動、各校FD委員会が主催するFD活動、自主的FD活動の3区分でFD活動に取り組んでいる。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

大学の教育活動に関する方針等を審議する機関として、国立大学法人法に基づき教育研究評議会を設置している。教育研究評議会は、学長、理事・副学長（3人）のほか、理事・事務局長（1人）、副学長（4人）、各校キャンパス長（5人）、教職大学院長、学校臨床心理専攻（独立専攻）長、附属図書館長、保健管理センター長、附属学校園長1人、各校の教授2人、計28人（平成27年6月現在）で構成し、平成26年度には15回開催している。

教授会については、平成26年度までは各校等において教授会を開催しており、開催実績は札幌校15回、旭川校15回、釧路校14回、函館校17回、岩見沢校15回、札幌・岩見沢校教育委員会（研究科）6回（教授会に相当）、教職大学院15回となっている。

平成27年度からは、全学の学部教授会及び研究科教授会を設置し、学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の授与のほか、教育研究に関する事項を審議している。学部教授会は副学長、キャンパス長、学部の教授で、また、研究科教授会は、副学長、キャンパス長、研究科の教授で構成し、両教授会とも、副学長を議長として開催している。

また、教授会における審議を委任する機関として、学部教授会には学部代議員会を、研究科教授会には研究科代議員会を設置している。学部代議員会は、副学長、キャンパス長、学部教授会構成員10人で構成し、研究科代議員会は、副学長、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、研究科教授会構成員10人で構成し、両代議員会とも、副学長を議長として開催することとしている。

このほか、全学的な観点から教育活動に関する専門的な事項を審議するため、教育委員会（委員長は副学長）を設置し、教育内容・方法等に関する事項、教育実習に関する事項、単位の授与及び成績評価に関する事項等について審議している。平成26年度には、教育委員会を6回開催している。

各校においては、学部教授会及び研究科教授会の審議を円滑に進めるため、各校及び研究科、独立専攻である教職大学院及び学校臨床心理専攻に教員会議を置いている。教員会議では、各校の学生の入学・卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成及び実施に関する事項等を審議している。

また、各校における教育課程や教育方法等を検討する組織として、各校にカリキュラム委員会（委員長は委員の互選）を設置し、各専攻等から選出された教員を構成員として、毎月1回程度開催している。同委員会では教育課程の調査研究や教育課程の編成及び実施・運営に関する事項、学生の修学に関する事項等を審議し、審議結果等をもって各校教員会議や全学の教育委員会へ報告・協議している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学では、学則第8条に「学部及び大学院に、教員組織として、講座を置く。」と定め、講座に関する規則第2条第1項に基づき、教育学部に、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、養護教育、技術教育、家政教育、英語教育、特別支援教育、幼児教育、学校教育の14講座を編制している。

また、同条第2項に基づき、大学院教育学研究科に、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、養護教育、技術教育、家政教育、英語教育、特別支援教育、幼児教育、学校教育、学校臨床心理学、高度教職実践の16講座を編制している。

学部及び大学院の教育活動の展開に当たっては、各校に開設する学部の教育組織（課程・学科、専攻、分野・グループ・コース）及び大学院の教育組織（専攻、専修）に応じて必要な教員を配置し、各校に教員組織を編制の上、責任体制を整備している。

各校には、当該校の責任者としてキャンパス長を置き、学長の統督の下に、校務の掌理と管理運営に当たるとともに、教員会議の運営等に当たっている。

また、各校に開設する学部の専攻及び大学院の専修には、それぞれ専攻代表と専修代表を置き、各校教員の組織的な連携によって教育活動を展開する体制としている。

大学院の学校臨床心理専攻（独立専攻）及び教職大学院については、業務を掌理する専攻長及び教職大学院長を置くとともに、教員会議を置いて独自の委員会等を運営するなど、教員の役割分担の下に教育活動を展開する責任体制としている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

平成27年5月1日現在、教育学部に専任教員377人（教授171人、准教授153人、講師53人）を配置するとともに、非常勤講師638人を配置しており、大学設置基準が定める基準教員数を上回る教員数を確保している。

専任教員の内訳は、教員養成課程に 232 人（教授 100 人、准教授 95 人、講師 37 人）、国際地域学科に 78 人（教授 36 人、准教授 32 人、講師 10 人）、芸術・スポーツ文化学科に 63 人（教授 31 人、准教授 26 人、講師 6 人）となっており、このほか、教員養成課程を置かない岩見沢校に教職担当の専任教員 4 人（教授 4 人）を配置している。また、非常勤の講師の内訳は、教員養成課程 414 人、国際地域学科 79 人、芸術・スポーツ文化学科 145 人となっている。

当該大学では、課程・学科の教育研究上の目的を踏まえ、課程・学科に置く各専攻の必修科目を、教育上の主要科目と位置付けている。教育学部全体の主要科目数は 1,284 科目となり、その内訳は、教員養成課程 1,040 科目、国際地域学科 89 科目、芸術・スポーツ文化学科 155 科目となっている。

このうち、教授又は准教授が担当する主要な科目数は 880 科目であるが、教授、准教授又は講師が担当する科目数は 1,028 科目（80.1%）となっている。

これらのことから、学士課程における教育活動を展開するために必要な教員数を確保し、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

平成 27 年 5 月 1 日現在、修士課程の 4 専攻に研究指導教員 174 人（うち教授 166 人）、研究指導補助教員 156 人を配置している。

専攻ごとの内訳は、学校教育専攻に研究指導教員 22 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 33 人を、教科教育専攻に研究指導教員 143 人（うち教授 135 人）、研究指導補助教員 117 人を、養護教育専攻に研究指導教員 5 人（うち教授 5 人）、研究指導補助教員 3 人を、学校臨床心理専攻に研究指導教員 4 人（うち教授 4 人）、研究指導補助教員 3 人となっており、専攻ごとに大学院設置基準及び文部科学省告示第 175 号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に定める基準教員数を上回る教員数を確保している。

なお、教科教育専攻には教科教育の 10 専修を置いているが、これら専修を専攻とみなして、上記の関係法令を適用した場合も、いずれの専修においても基準教員数を上回る教員数が確保されている。

このほか、非常勤講師 36 人（学校教育専攻 8 人、教科教育専攻 10 人、学校教育心理学専攻 18 人）を配置している。

専門職学位課程の高度教職実践専攻には、平成 27 年 5 月 1 日現在、専任教員 21 人を配置し、うち教授 15 人、実務家教員 10 人を配置しており、専門職大学院設置基準及び文部科学省告示第 53 号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」に定める基準教員数を上回る教員数を確保している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員選考規則において、教員の採用は公募によることを定め実施している。

平成 27 年 4 月 1 日現在、専任教員の年齢構成は、21～30 歳 9 人（2%）、31～40 歳 49 人（13%）、41～50 歳 104 人（28%）、51～60 歳 139 人（37%）、61～65 歳 76 人（20%）となっている。

当該大学では第 2 期中期目標・中期計画期間（平成 22～27 年度）において、国立大学協会が掲げる女性教員比率 20%の達成を目標に掲げている。この結果、平成 21 年度に 16.8%であった女性教員比率は、平成 26 年度においては 18.1%となっている。

女性教員の出産と教育研究の両立のため、育児休業制度については、法定の 1 歳に達する日までのとこ

ろを3歳に達する日までとするとともに、子どもの看護休暇制度等においては、法定の年5日のところを年10日まで取得できるよう制度を整備している。平成22～26年度の5年間に当該制度を活用して育児休業を取得した女性の教職員は9人となっている。

平成27年4月1日現在、外国籍を有する専任教員は、9人（教授2人、准教授5人、講師2人）となっており、その割合は専任教員全体の2.4%となっている。

北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協定に基づき、教育上の諸課題に関する基礎的・実践的研究を行うこと等を目的に人事交流を実施しており、平成20年以降、札幌校、釧路校及び函館校に各1人の専任教員を配置している。

また、特任教員制度を設け、学校現場その他専門分野における実務の経験を有し、かつ、高度な実務能力を有する者、外国語科目又は専門教育科目を担当させるために高度の専門的学識又は技能を有する外国人等を特任教員として任用している。

教員組織の活動をより活性化させるための方策として、平成26年度からテニユア・トラック制度を設け、実施している。当該制度は、優れた若手研究者や教職経験者等をテニユア・トラック教員（特任教員）として採用し、原則5年以内のテニユア・トラック期間に「教員養成を担当する教員」として養成した後、テニユア審査を受け、審査で可とされた者に、テニユアを付与する制度としている。また、テニユア・トラック教員には、附属学校等の教育に関わる研究の実施を義務付け、メンター教員（2人以内）による指導・助言を受ける制度としている。平成26年度には7人、平成27年度には6人（予定2人を含む。）を採用している。

このほか、教員が研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、平成18年度からサバティカル制度を導入している。平成22～26年度の5年間に当該制度を運用して研究専念に従事した教員は68人となっている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇格の職位ごとの基準は、教員選考基準に定めるとともに、同基準の適用に当たっての細則を教員の選考に関する申合せ事項及び芸術・スポーツ文化学科担当教員の選考に関する申合せ事項として定めている。

また、教員選考規則第14条に、教員の採用及び昇格に当たっては、研究上の業績、教育上の実績、管理運営に関わる貢献、社会的活動に関わる貢献、学校教育を中心とした教育への深い理解と関心等についての総合的な評価を基に選考を行うことを定めている。

大学院専門職学位課程の担当教員のうち、実務家教員については、別途、大学院教育学研究科（高度教職実践専攻）の実務家教員に関する要項の第5条に選考基準を定めている。

教員の採用及び昇任候補者の選考は、各校の教員会議等の下に、当該講座等の教授2人、当該講座等以外の講座の教授2人、評議員1人、他校の教授2人で構成する選考委員会を編成して実施している。

選考委員会は、選考結果を学長に報告し、学長は、これを全学大学教員人事計画会議に報告するとともに、教育研究評議会に報告している。教育研究評議会は、報告を基に審議し、役員による採用及び昇任候補者への面接（昇任の場合は教授昇任に限る。）を経て、学長が教員の選考を行っている。

教育上の指導能力及び大学院における研究指導能力の評価については、教員選考規則第14条に定める

評価項目「教育上の実績」として、教育指導に係る実績及び教育改善に係る業績を評価している。具体的には、採用時には候補者が提出する「教育上の実績」に関する書類に、教育指導に係る実績及び教育経験に係る特記事項についての記載を、昇任時には教育指導に係る実績及び授業内容・方法の改善及び創意・工夫に係る実績についての記載を求め、これを基に教育上の指導能力及び大学院における研究指導能力を評価している。

なお、当該大学では、学部教員は大学院を担当することを前提とし、採用・昇任の選考の際に、大学院担当教員としての資格審査を合わせて行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価を行うため、「教員の総合的業績評価についての指針」を定め、平成21年度から教員の業績評価を実施している。

同評価は、「各教員の業績を総合的に評価し、その向上に役立てることによって、大学の目的達成に資するとともに、国立大学法人として社会に対する説明責任を果たす。」ことを目的とし、副学長、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、保健管理センター長を除くすべての専任教員を対象に、毎年度1回実施している。

評価は、「教育」「研究」「社会貢献」「管理運営」の4部門で行い、各評価項目について各教員がウェブシステムを用いて提出したデータを基に、部局長（キャンパス長等）が総合的業績評価を行い、その結果を学長に報告し、学長が総合的業績評価を確定する方法で実施している。

各部門の評価は、「当該大学教員としての基本的職責を果たした度合い。」によって、A、B、C、Dの4段階の評価とし、1部門以上でD評価を受けた教員には、必要に応じて部局長が指導・助言を行っている。この総合的業績評価の結果は、昇給及び勤勉手当に反映されている。

このほか、教員研究費（教育研究活性化経費及び教育研究支援経費）のうち、教育研究活性化経費の配分に当たっては、教員評価に基づく配分方式を設けて実施している。具体的には、教育研究指導に関する実績（前年度実績）、研究に関する実績（直近5年間）、地域・社会貢献等に関する実績（直近3年間）、大学運営に関する実績（前年度実績）について点数化し、獲得点数に応じて配分することによって評価結果を研究費配分に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局組織規則に事務局の組織及び所掌事務を定めている。

教育活動を展開するために必要な部署として、事務局学務部に、教務課、学生課、国際課、入試課、キャリアセンター室を置いている。また、札幌校を除く4校の学務を担当する部署として、事務局に旭川校室、釧路校室、函館校室、岩見沢校室を置いている。

これらの各課及び各校室に置かれる学務担当のグループに、教育活動の支援を担当する職員77人（専任57人、非常勤20人）を配置している。その内訳は、教務課22人、学生課8人、国際課7人、キャリアセンター室5人、旭川校室8人、釧路校室8人、函館校室10人、岩見沢校室8人となっている。

このほか、情報関係の業務を担当する部署として、事務局に情報化推進室を置き、事務職員及び技術職員（計5人）を配置して、教務課が行っている学籍・履修成績等の管理を行う大学教育情報システムの管理等の業務を行っている。

附属図書館には、事務局に置く学術情報室及び各校室の学術情報担当の職員（計24人）を配置するとともに、札幌館、旭川館、釧路館、函館館、岩見沢館の全構成館に、司書又は司書補の資格を有する専任及び非常勤の職員16人（専任9人、非常勤7人）を配置している。

さらに、教育補助者として学部授業の実験、実習、演習等に大学院学生をTA（ティーチング・アシスタント）として配置している。平成26年度には、153人のTAが計18,461時間、教育補助の業務に当たっている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 女性教員の出産と教育研究の両立のため、大学独自の休暇制度等を整備し運用している。
- 教員組織の活性化のための措置としてサバティカル制度を設け、毎年度13人程度の教員が当該制度を利用して研究に専念している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成26年度から優れた若手研究者や教職経験者等をテニユア・トラック教員として採用し、原則5年以内に「教員養成を担当する教員」として養成し、テニユアを付与する制度を設け実施しており、今後、その成果が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学部については、課程・学科ごとに入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

教員養成課程の入学者受入方針では、「子どもたちとのふれあいを大切にする豊かな人間性をはぐくむことを第一として、現代の学校現場における様々な課題に対応できる幅広い教養と確かな学力を持ち、地域社会に積極的に貢献できる教員の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。」として、4点からなる求める学生像を示している。

国際地域学科の入学者受入方針では、「国際的な幅広い視野を持って、身近な地域を活性化・再生できる人材の養成を目指しています。したがって、次のような人を求めます。」として、専攻ごとに6点からなる求める学生像を示している。

芸術・スポーツ文化学科の入学者受入方針では、「芸術文化、スポーツ文化が持つ多面的な価値を追究し、その効用を様々な文化活動を通して、人々の生活に還元し、地域の活性化や心豊かな生活環境の創造に関わろうとする人を求めます。」として、専攻ごとに3点からなる求める学生像を示している。

大学院については、修士課程と専門職学位課程ごとに入学者受入方針を定めている。

修士課程の入学者受入方針では、「学校教育の高度化と多様化の進展に対応し、教育の場における理論と実践にかかわりのある学術諸分野の総合的・学際的な研究・教育を行うことにより、高度な能力、識見と実践力を有し、あわせて地域文化の向上に寄与できる専門的知識を備えた教員の養成を目的としていることから、教育学研究科及び各専攻では次のような人たちを求めています。」として、4点からなる教育学研究科としての求める学生像を示すとともに、専攻ごとに、専攻の目的に基づいた求める学生像を示している。

専門職学位課程の入学者受入方針では、専攻の目的を「学校教育現場に生起する諸課題に対して、問題解決への力量、技量として、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力、地域教育連携力を身につけさせることを目的としています。」として、現職教員と学部新卒者（ストレートマスター）のそれぞれについての求める学生像を示している。

なお、入学者選抜の基本方針については、別途、「平成28年度以降の教員養成課程における入学者選抜方法の基本方針」にその内容を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

教員養成課程（札幌校、旭川校、釧路校）の入学者選抜は、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試（一般推薦、地域推薦）、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人入試の5区分で実施している。推薦入

試の地域指定推薦は、釧路校でのみ実施している。

一般選抜では、大学入試センター試験（5教科7科目から6教科8科目）を課すとともに、専攻・日程ごとに小論文、実技、面接を課して入学者を選抜している。推薦入試（一般推薦）では、推薦書、調査書、自己推薦書のほか、面接、小論文、実技検査を課して入学者を選抜している。推薦入試（地域指定推薦）では、推薦書、調査書、自己推薦書のほか、面接（課題図書に関するグループ討議を含む。）を課して入学者を選抜している。帰国子女入試では、成績証明書のほか、日本語による小論文、面接を課して入学者を選抜している。社会人入試では、志望理由書、身上書のほか、小論文、面接を課して入学者を選抜している。私費外国人入試では、日本留学試験のほか、日本語による小論文、面接を課して入学者を選抜している。

国際地域学科（函館校）の入学者選抜は、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試（一般推薦）、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人入試の5区分で実施している。

一般選抜（前期日程・後期日程）では、大学入試センター試験（5教科8科目から6教科8科目）を課すとともに、前期日程では総合問題、小論文、後期日程では面接を課して入学者を選抜している。推薦入試（一般推薦）では、推薦書、調査書、自己推薦書のほか、面接を課して入学者を選抜している。帰国子女入試では、成績証明書のほか、日本語による小論文、面接を課して入学者を選抜している。社会人入試では、志望理由書、身上書のほか、小論文、面接を課して入学者を選抜している。私費外国人入試では、日本留学試験のほか、日本語による小論文、面接を課して入学者を選抜している。

芸術・スポーツ文化学科（岩見沢校）の入学者選抜では、一般入試（前期日程・後期日程）、自己推薦入試、推薦入試（一般推薦）、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人入試の6区分で実施している。

一般選抜（前期日程・後期日程）では、大学入試センター試験（3教科3科目から5教科6科目）を課すとともに、前期日程では面接、実技、小論文、後期日程では面接、実技、小論文を課して入学者を選抜している。芸術・スポーツビジネス専攻の自己推薦入試では、自己推薦書、調査書、外国語検定結果のほか、面接を課して入学者を選抜している。美術文化専攻の自己推薦入試では、ポートフォリオ（作品リスト）、自己推薦書による第一次選考を経て、第二次選考において、実技又は小論文、面接を課して入学者を選抜している。音楽文化専攻の推薦入試（一般推薦）では、推薦書、調査書、自己推薦書のほか、面接、実技検査、作品審査を課して入学者を選抜している。スポーツ文化専攻の推薦入試（一般推薦）では、推薦書、調査書、自己推薦書、活動実績書のほか、小論文、面接、実技検査を課して入学者を選抜している。帰国子女入試では、最終卒業学校の成績証明書のほか、日本語による小論文、面接、実技検査を課して入学者を選抜している。社会人入試では、志望理由書、身上書のほか、小論文、面接、実技検査を課して入学者を選抜している。私費外国人入試では、日本留学試験のほか、日本語による小論文、面接、実技検査を課して入学者を選抜している。

修士課程では、一般選抜（前期募集・後期募集）、現職教員特別選抜（前期募集・後期募集）、学外推薦特別選抜（前期募集）、学内推薦特別選抜（後期募集）の4区分で入学者を選抜している。一般選抜では、専攻・専修別に専門科目試験、外国語科目試験、口述試験を課して入学者を選抜している。現職教員特別選抜、学外推薦特別選抜、学内推薦特別選抜では、研究計画書又は志望調書、最終卒業学校の成績のほか、口述試験（一部の専攻では実技検査又は小論文を含む。）を課して入学者を選抜している。

このほか、修士課程の教科教育専攻では秋季入学において、中国瀋陽市の瀋陽師範大学と中国天津市の天津外国語大学を会場に、外国人留学生特別選抜を実施している。当該特別選抜では、専修別に専門科目試験と口述試験を課して入学者を選抜している。平成23～27年度の志願者は計47人、入学者は計26人となっている。

専門職学位課程では、現職教員、学部新卒者の2区分で入学者を選抜している。現職教員の選抜では、所属長の推薦書、志望理由書、研究計画書、最終卒業学校の成績のほか、教育実践記録に基づく口述試験を課して入学者を選抜している。学部新卒者の選抜では、最終卒業学校の成績のほか、志望理由書及び研究計画書に基づく口述試験、小論文を課して入学者を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施に係る全学委員会として入学試験委員会を置いている。同委員会は、学長を委員長とし、学長が指名する理事又は副学長、キャンパス長及び各校及び教職大学院から選出された教員等で構成し、入学者選抜に係る基本方針、入学者選抜方法に関する事項、入学試験の実施に関する事項を審議している。

また、各校にキャンパス長を委員長とする入学試験委員会を設置し、全学の連携を図りながら入学試験の実施に関する事項等を審議する体制としている。

学部の入学者選抜の実施に係る基本的事項等は、入学者選抜基本要綱、入学者選抜共通実施要項に定めるとともに、入学者選抜学力検査等共通監督要領、入学者選抜に係る緊急事態の対応に関する要領、入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領に具体的事項を定め、これらに基づき、学部の入学者選抜を実施している。

入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする実施本部を置き、入学試験の実施に関する業務を総括している。また、各校にはキャンパス長を部長とする実施部を置き、実施本部と連携を図りながら、各校における入学試験の実施に係る業務を統括している。

平成 27 年度から入学試験の採点及び合格者判定資料の作成は、実施部で行い、合格者の判定は、各校の教員会議の議を経て教授会でやっている。

入学試験問題は、実施本部に入学試験問題作成委員会を編成して作成に当たるとともに、問題点検委員を置いて出題ミス等をチェックする体制を整えている。

大学院の入学者選抜の実施に係る基本的事項等は、大学院入学者選抜基本要綱、大学院入学者選抜共通実施要領に定めるとともに、大学院入学者選抜学力検査等共通監督要領、大学院入学者選抜に係る緊急事態の対応に関する要領、大学院入学者選抜に係る入学試験実施本部と実施部の業務分掌要領に具体的事項を定め、これらに基づき、大学院の入学者選抜を実施している。

入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする実施本部を置き、入学試験の実施に関する業務を総括している。また、各校にはキャンパス長を部長とする実施部を置き、実施本部と連携を図りながら、各校における入学試験の実施に係る業務を統括している。

平成 27 年度から入学試験の採点及び合格者判定資料の作成は、実施部で行い、合格者の判定は、各校の研究科教員会議の議を経て研究科教授会でやっている。

入学試験問題は、学部と同様、実施本部に大学院入学試験問題作成委員会を編成して問題作成に当たるとともに、問題点検委員を置いて出題ミス等をチェックする体制を整えている。

なお、平成 27 年 6 月現在、入学試験委員会と入試企画室の機能の明確化に向けて、両組織の業務の見直しを進めており、関連する学内諸規程の改正に向けた審議が進められている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学部及び大学院において、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための組織として、入試担当理事又は副学長を室長とし、学長特別補佐、各校選出の教員、学務部長、入試課長、入試アドバイザーで構成する入試企画室を設置している。

入試企画室では、学部入学者を対象に入学試験に関するアンケートを、毎年度実施しており、アンケート結果は集計・分析の上、全学の入学試験委員会に報告するとともに、全教職員に公表している。

平成26年度のアンケート結果では、志望理由についての質問に対して、「自分の勉強したい課程・専攻・コースがあるから」との回答が68%、情報源の質問に対して、「高校・塾・予備校の進路指導」との回答が59%、「大学ホームページ」との回答が50%となっている。

試験の設定内容等についての質問に対して、「分かりやすかった」「普通」との回答が、合わせて59%となっている。

上記アンケート結果を基に、入学試験問題の作成に当たっては、問題点検委員を置いて、試験問題の難易度、妥当性等を点検し、問題作成の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・教育学部：1.06倍

[修士課程]

・教育学研究科：0.73倍

[専門職学位課程]

・教育学研究科：1.02倍

[別科]

・養護教諭特別別科：0.55倍

学部では、1課程・2学科のいずれの専攻等においても、入学定員に対する実入学者数の比率は、1.00～1.12倍となっており、適正な水準を確保している。

大学院修士課程では、教育学研究科全体で0.73倍の比率を維持しているが、過去2年間（平成26～27年度）で見ると0.70倍を下回る状況となっている。また、専攻ごとに見ると、学校教育専攻及び養護教育専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況となっており、特に養護教育専攻で顕著となっている。一方、学校臨床心理専攻では、実入学者数が入学定員を大幅に上回る状況となっている。

これを受けて、出版社と連携した大学院進学説明会を各地で開催するほか、修士課程公式ガイドブックの作成、雑誌への広告掲載等の広報活動を行うとともに、学内特別選抜及び学外推薦特別選抜制度の導入に合わせ、北海道内の私立大学と協定を締結し、入学者の安定的な確保を図る取組が行われている。

大学院専門職学位課程では、入学定員に対する実入学者数の比率は1.02倍と適正な水準を確保している。

養護教諭特別別科では、入学定員に対する実入学者数の比率は0.55倍であり、実入学者数が入学定員

を大幅に下回る状況となっているが、進学相談会の個別相談において、入学志願者に対してきめ細かな説明を行うなどして改善に努めている。

これらのことから、修士課程の一部の専攻に実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況がみられるものの、適正化を図るための取組が行われており、全体として入学定員に対する実入学者数は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 修士課程の教科教育専攻では秋季入学において、中国瀋陽市の瀋陽師範大学と中国天津市の天津外国語大学を会場に、外国人留学生特別選抜を実施している。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学では、学則第25条に「教育課程は、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の各専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。」と定めるとともに、同条第2項に「授業科目の種類、単位数及び履修方法に関する教育課程の編成基準は、別に定める。」と定め、これに基づき、31の条文と11の別表からなる詳細な教育課程編成基準を、平成27年3月に定めている。

教育課程編成基準では、その第2条に

「教育課程は、北海道教育大学における学位授与の方針を保証するため、教育研究評議会の審議を経て体系的に編成し、実施する。

- 2 教員養成課程の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、専門科目、研究発展科目及び卒業研究のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の1のとおり定めるものとする。
- 3 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の教育課程は、各専攻の教育上の目的を達成するために、教育研究評議会の審議を経て、授業科目を教養科目、学科共通科目、専門科目、研究発展科目、キャリア開発科目のいずれかの区分により開設し、卒業に必要な単位数は、別表第1の2のとおり定めるものとする。
- 4 教育課程は、教育研究評議会の審議を経て、第2項及び前項の授業科目について必修、選択及び自由選択に区分し、これらを各年次に配当して学則第9条第1項に規定する札幌校、旭川校、釧路校、函館校及び岩見沢校において編成するものとする。

5 第2項及び第3項により開設する授業科目には、教育研究評議会が必要と認める全学共通の科目を含むものとする。」

と定めている。

また、教員養成課程の教育課程については、教育課程編成基準の別表に、教養科目及び専門科目の各科目区分の目的を定めている。しかし、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）としては明文化されていない。

これらのことから、教育課程の編成・実施の具体については、教育課程編成基準にその内容が定められているが、教育課程の編成・実施方針としては明文化されていないと判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士の学位は、教員養成課程では学士（教育学）、国際地域学科では学士（地域学）、学士（教育学）のいずれか、芸術・スポーツ文化学科では学士（芸術・スポーツビジネス）、学士（音楽文化）、学士（美術文化）、学士（スポーツ文化）のいずれかとしている。

教員養成課程の教育課程は、教養科目、専門科目、研究発展科目、卒業研究の4区分で構成している。教養科目は、共通基礎科目、基礎教養科目、現代的教養科目の3区分で構成し、専門科目は、教員養成コア科目と専攻科目の2区分で構成している。教員養成コア科目は、実践教育科目、教育実践フィールド科目、教科指導科目、教育内容研究科目で構成し、その多くが教育職員免許状の取得に必要な必修科目であることから、教員養成課程を置く3校間で、科目名称及び科目内容の統一を図っている。専攻科目は、特定の分野に関する専門性を高め、得意分野を形成するための科目群としている。研究発展科目は、専門性をさらに高め、教師としての実践上の視野を広げるための科目群としている。

国際地域学科の教育課程は、教養科目、専門科目、研究発展科目、キャリア開発科目の4区分で構成している。教養科目は、共通基礎科目、基礎教養科目、現代地域教養科目で構成し、初年次教育としての基礎的な内容をもって、古典教養を含む学問体系への入門的理解、現代の世界が直面している多様な課題、地域社会の課題についての複眼的・総合的な理解を養う科目群としている。専門科目は、学科共通科目、専攻共通科目（地域協働専攻のみ）、重点科目（地域教育専攻のみ）、専攻科目、卒業研究で構成し、このうち学科共通科目は、教育マインドやコミュニケーション能力、地域学の基本的知識を習得し、それらを活かして地域課題に取り組む姿勢を身に付けるための科目群としている。研究発展科目及びキャリア開発科目は、学生の自主的な学習の促進や多様な学びと進路との関連について理解を深めるための科目群としている。

芸術・スポーツ文化学科の教育課程は、教養科目、学科共通科目、専門科目、研究発展科目の4区分で構成している。教養科目は、共通基礎科目、基礎教養科目、現代的教養科目で構成し、大学で学ぶための基本的な資質、芸術・スポーツの専門性を探究していく上で、必要な人文・社会・自然科学領域の知識、地域社会で活躍するための実践的知識を養う科目群としている。学科共通科目は、文化基礎科目、文化共通科目、ビジネス科目、地域実践プロジェクト科目で構成し、芸術・スポーツの文化価値について理解を深め、その多様性に触れるためのコア科目群としている。専門科目は、専攻専門科目、卒業研究で構成し、専攻専門科目には、理論科目、演習科目、実技・実習科目を効果的に配置し、それぞれの専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に適合した専門教育を展開するための科目群としている。研究発展科目は、学生の自主的な学習によって、得意分野を形成し、広い視野を養う科目群としている。

これら1課程・2学科の教育課程は、それぞれの人材育成の目的に沿ったものとなっており、その内容

と水準は、授与する学位名にふさわしいものになっている。

これらのことから、教育課程編成基準に基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへの配慮としては、学生の自主性を尊重し、学生が所属校の全授業科目を研究発展科目として履修することができるようにしている。また、学生に多様な授業科目の履修機会を保証するため、各校が教育上有益と認めた場合は、60単位まで他校で開設する授業科目を履修することができるようにしている。さらに、国内の8大学（札幌校は小樽商科大学、旭川校は旭川大学、放送大学及び旭川医科大学、釧路校は釧路公立大学、帯広畜産大学、北見工業大学及び琉球大学）と単位互換協定を締結し、協定大学の授業の履修による単位認定が可能としている。このほか、函館校では「キャンパスコンソーシアム函館」（8機関で構成）の構成大学として、単位互換を実施している。平成22～26年度の5年間に、他大学の授業の履修によって、38人の学生が計749単位の単位認定を受けている。

教員養成課程においては、卒業要件を充足することによって一つの教育職員免許状の取得が可能としているが、学生及び教育委員会等から要望に応え、複数の教育職員免許状の取得が可能となるよう教育課程を編成している。

また、各校では各種の資格科目を開講し、学生のニーズに配慮している。具体的には、札幌校では学校図書館司書教諭、認定心理士、日本語教員、旭川校では学校図書館司書教諭、学芸員、認定心理士、釧路校では学校図書館司書教諭、函館校では日本語教員、岩見沢校では学校図書館司書教諭、社会教育主事任用資格、学芸員、障害者スポーツ指導員（初級）、日本体育協会公認スポーツ指導員、日本サッカー協会公認C、D級コーチ資格の取得が可能となっている。

平成27年度から文部科学省の国立大学改革強化推進補助金により、「グローバル教員養成プログラム」を教員養成課程の札幌校、旭川校、釧路校に開講している。当該プログラムは、高い英語力と豊かな国際感覚を有し、社会のグローバル化について深い理解を備え、今日の学校教育において先導的役割を担うことができる教員を養成することを目的としている。当該プログラムでは、通常の教育課程を学びながら、当該プログラムで指定された科目を受講するとともに、原則1学期以上の海外留学を終えた学生にプログラム修了を認定することとしている。平成27年度の申込者数は107人（札幌校50人、旭川校28人、釧路校29人）で、受講許可者数は35人（札幌校22人、旭川校10人、釧路校3人）となっている。

当該大学では、平成26年度に函館校に置く人間地域科学課程、岩見沢校に置く芸術課程とスポーツ教育課程を改組し、新たにそれぞれ国際地域学科と芸術・スポーツ文化学科を開設するとともに、平成27年度には札幌校の教員養成課程を改組しており、これら教育組織の改組の際に、教育課程の編成や授業科目の内容を刷新して、学術の発展動向、社会からの要請に応えている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教養科目の授業形態は、授業科目の目的や授業内容に応じて、講義、演習、実技のほか、講義の一部に演習、実験、実習を含む形態で実施している。共通基礎科目のうち、外国語・外国語コミュニケーション

科目や情報機器の操作、アカデミックスキル等は演習、体育科目は実技の形態で実施している。基礎教養科目、現代的教養科目（現代地域教養科目）の多くは、講義の形態で授業を実施している。5校の教養科目全体では、平成26年度に開講した538科目のうち、講義90科目（16.7%）、演習299科目（55.6%）、実技38科目（7.1%）、講義・演習109科目（20.2%）、講義・実験1科目（0.2%）、講義・実習1科目（0.2%）となっている。

専門科目の授業形態は、課程・学科の教育目的と授業科目の目的や授業内容に応じて、講義、演習、実験、実技のほか、講義の一部に演習、実験、実習、実技を含む形態で実施している。

教員養成課程の専門科目では、実践的な指導力の育成を目指し、実践教育科目、教育実践フィールド科目、教科指導科目、教育内容研究科目で構成する教員養成コア科目を開講しているが、これらの科目の多くは、少人数の演習形態の授業として実施している。特に「教職実践演習」では、教員養成チェックリストに基づく電子ポートフォリオによる履修履歴を基に、少人数で複数の教員が指導を行う演習形態の授業としている。3校に開設する教員養成課程全体では、平成26年度に開講した2,134科目のうち、講義563科目（26.4%）、演習651科目（30.5%）、実験86科目（4.0%）、実習121科目（5.7%）、実技29科目（1.4%）、講義・演習488科目（22.9%）、講義・実験14科目（0.7%）、講義・実習128科目（6.0%）、講義・実技54科目（2.5%）となっている。

国際地域学科の専門科目では、地域性（現場性）、国際性（俯瞰性）、教育マインド、コミュニケーション力をすべての学生に共通に身に付けさせるため、それぞれの授業科目の目的や授業内容に応じて、講義、演習、講義の一部に演習、実験、実習を含む形態で実施している。地域に関する基礎的な知識を身に付けさせる地域学入門科目「地域プロジェクト」では、学生が地域と協働して取り組んだ地域課題解決のためのプロジェクトの成果を、学内外に発表する形で授業を実施している。同学科全体では、平成26年度に開講した65科目のうち、講義37科目（56.9%）、演習7科目（10.8%）、実技1科目（1.5%）、講義・演習19科目（29.2%）、講義・実習1科目（1.5%）となっている。

芸術・スポーツ文化学科の専門科目では、各専攻・コースの教育目的と授業科目の目的や授業内容に応じて、講義、演習、実技のほか、講義の一部に演習、実験、実習、実技を含む形態で実施している。同学科全体では、平成26年度に開講した174科目のうち、講義47科目（27.0%）、演習9科目（5.2%）、実習3科目（1.7%）、実技35科目（20.1%）、講義・演習32科目（18.4%）、講義・実習6科目（3.4%）、講義・実技42科目（24.1%）となっている。

クラス規模については、教育学部全体で、平成26年度に開講した5,469授業の総履修者数は107,284人で、クラス当たりの平均履修者数は、19.6人となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学期を前期・後期の2学期制とし、学年暦は共通のルールを設けた上、各校における行事等を踏まえ、各校にて編成している。各校の学年暦においては、各学期に15回の授業を確保し、祝日については振り替え授業日を設けて授業回数を確保している。年間の授業を行う期間は、各校とも試験期間を含め、大学設置基準が定める35週以上を確保している。

授業科目の履修に当たっては、学期当たりの履修登録単位数の上限を、教員養成課程では28単位、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科では26単位とするCAP制を導入している。

また、成績評価においては、GPA（Grade Point Average）制度を導入しており、上記のCAP制は、

教員養成課程にあつては、GPAが3.0以上の場合は32単位に、3.0未満～2.5以上の場合は30単位に、2.5未満～1.5以上の場合は28単位に、1.5以下の場合は26単位に変動し、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科にあつては、GPAが3.0以上の場合は30単位に、3.0未満～2.5以上の場合は28単位に、2.5未満～1.5以上の場合は26単位に、1.5以下の場合は24単位に変動する制度を導入している。

そのほか、平成23年度に大学教育情報システムに出欠管理機能を追加し、学生が授業で教室に入室する際に、出席確認用ICカードリーダーに学生証（ICカード）をかざすことによって、厳格な出席管理を行っている。これにより各学生の出欠状況をリアルタイムに把握するほか、病気による欠席学生の把握や不登校学生への早期対応が可能となっている。

平成24年度に実施した学生生活実態調査では、「あなたは、授業時間以外に、予習・復習、課題などに1日どのくらいの時間を使っていますか。」の設問に対して、3時間以上が3%、2～3時間が4%、1～2時間が16%、30分～1時間が28%、30分未満が29%、全くしていないが20%の回答結果を得ており、学生の自主的な学習時間が十分とはいえない状況にあることを把握している。このため、学生の自学習を促す観点から、シラバスに予習・復習の内容や方法等を記載するよう「シラバス作成の手引き簡易版（平成26年9月）」を通じて教員に徹底するとともに、単位制度について学生便覧に、詳細を記載して学生に周知を図り、指導に努めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスを、各校で開設する全授業科目について作成している。シラバスの記載内容は、科目番号、授業科目名、単位数、開講期、曜日・時限、授業形態、担当教員、授業内容、授業の位置付け、授業の目標、到達目標、授業計画、成績評価、教職チェックリスト、テキスト、参考文献、オフィスアワー、備考（履修条件・履修上の注意等）で構成されている。シラバスはウェブサイト公開し、学内外より閲覧することができるシステムとしている。

シラバスは、当該大学の大学教育開発センター及び教育改革室で策定した「平成24年度シラバス作成の手引き」を基に、各教員が作成している。手引には、シラバスをめぐる状況や高等教育の国際的・全国的な動向から見たシラバスの今日的位置付け等を示しているなど、シラバスの全体像が見渡せる構成となっており、各項目の具体的な記入方法についても詳細な説明が記載されている。

作成された全シラバスは、各校のカリキュラム委員が点検を行い、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制を整えている。

また、「シラバス作成の手引き簡易版（平成26年9月）」を作成して、改善項目を列記するとともに、シラバスは、学生との契約であり、授業開始後は、その内容を変更しないことや予習・復習の内容や方法等を詳細に記載することを求めて、シラバスの改善に取り組んでいる。

シラバスの活用については、学生がシラバスを確認しながら履修登録を行うシステムが整備されている。履修登録時以外の現状は把握されていないものの、履修登録時にはシラバスが活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自己推薦入試及び推薦入試（平成27年度募集人員276人）の合格者を対象に、大学での勉学に強い意欲を持たせること、基礎的学力の充足を図り、入学後の学力面での不安を取り除くこと、勉学の習慣を入学まで維持させることを目的に、入学前教育を実施している。

入学前教育の対象教科は、国語、数学、英語、理科（物理・化学・生物・地学）、社会（地理・歴史・公民）とし、当該大学学生に必要とされる基礎的な内容で、高等学校の授業に負担をかけない程度の課題を課して実施している。

提出された課題の添削結果は、本人に返却するとともに、その写しを当該学生の指導教員（アカデミックアドバイザー）に配布し、基礎学力不足への対応を含む入学後の学生指導に活用している。

入学前教育の問題作成や添削は、当該大学同窓会に委託して実施している。

このほか、教員（非常勤講師を含む。）が、研究室等において、学生からの履修相談や授業に関する質問等に応じるためオフィスアワーを設定し、基礎学力不足への対応を含む指導・助言を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士の学位を授与するに当たって、学生が身に付けておくべき資質・能力を明示した学位授与方針を、課程及び学科（専攻別）別に定めている。

教員養成課程では、（１）教員としての豊かな人間性、幅広い教養、知性、コミュニケーション能力を身につけている、（２）教職における使命感、責任感を身につけ、教育的愛情をもって子どもを理解しようとする、（３）教育に関する専門的知識及び技能を身につけている、（４）現代の学校教育現場の多様な課題を理解し、適切な対応を考えることができる、（５）学校と地域社会との関わりを理解し、社会性や対人関係能力を養い、地域の中で活動する態度を身につけている、（６）教育に関する理論及び方法を活かし、教育実践を展開する基礎を身につけていると定めている。

国際地域学科の地域協働専攻では、（１）幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけている、（２）教育学的視点と地域学の基本的知識を身につけている、（３）地域学を支える諸科学の専門知識を身につけている、（４）グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って考える態度を身につけている、（５）地域の活性化・再生に、主体的に行動し取り組む姿勢を身につけている、（６）地域社会の課題を調査・研究し、その成果を国際的視野を持って他者に伝えるコミュニケーションの能力と方法を身につけていると定めている。同学科の地域教育専攻でも、おおむね同様に定めている。

芸術・スポーツ文化学科の芸術・スポーツビジネス専攻では、（１）豊かな人間性と感性、幅広い知性と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身につけている、（２）諸芸術、スポーツをはじめとする人間文化、及び芸術・スポーツ文化の社会における役割について、基本的な知識や技能、広い見識、行動で示す実践精神を身につけている、（３）芸術・スポーツビジネスの観点から、使命感を持って地域社会に貢献する態度を身につけている、（４）芸術・スポーツビジネスに関する自らの課題・問題意識を

明確にして研究に取り組むことができる、(5) 芸術・スポーツビジネスの専門知識、高い技能、研究能力や社会への発信力を身につけていると定めている。同学科の音楽文化専攻、美術文化専攻、スポーツ文化専攻でも、おおむね同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-1-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績の評価基準は学則第 30 条に「授業科目の試験の成績は、A、B、C、D及びFの5段階により評価し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。」と定めるとともに、「成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」別表第1に、A（特に優秀な成績）、B（優れた成績）、C（標準的な成績）、D（合格と認められる最低の成績）、F（不合格）と定め、これに基づき成績の評価を行っている。

また、成績の評価方法については、上記取扱要領第3に「小テスト及び定期試験、課題レポート、発表及び討論、提出作品、授業の参加態度、予習・復習等の自主的学習態度、出欠席の状況等、多様な要素を組み合わせで行う。」と定め、これに基づき成績の評価を行っている。

これらの成績評価の基準及び方法は、学生便覧に掲載して周知を図るとともに、入学時のガイダンスにおいても学生に対し周知に努めている。また、授業科目ごとの成績の評価方法については、シラバスの成績評価欄に詳細を記載して学生に周知を図っている。

さらに、GPA制度については、上記取扱要項第5の第2項に「GPA制度は、学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学修指導に役立てることを目的とする。」ことを定め、これに基づき学期ごとにGPAを算出している。

各学期初めに、前学期までの単位認定、成績評価結果、GPAは、学生各自が大学教育情報システムで確認できるようにしている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、「平成24年度シラバス作成の手引き」に成績評価の指針を示し、全学的な成績評価に関する考え方の統一を図っている。また、各授業科目のシラバスの「成績評価」の項に評価方法を明記し、評価要素ごとの評価割合を記載し、これに基づいて成績評価を実施している。

「成績の評価方法及び履修登録単位数の上限並びに修学指導等に関する取扱要項」の第9に、「各校に教員と事務職員で構成する学修サポートルームを置いて、(ア) 学生が個別に学修上の相対的位置を知ることができるよう学期ごとにGPA分布（ヒストグラム）等を集計し、当該校に所属する学生に配布する、(イ) 教員自らの成績評価の検討資料として、各授業科目の成績分布を集計し、当該校に所属する教員に配布すること等を支援する。」と定めている。また、「(ア) 及び (イ) の資料の基づき、各専攻において成績評価の適正化について検討しなければならない。」とも定めている。

函館校では、平成25年度に開講した484の授業の成績分布を集計し、履修者数との関連等を分析して、成績評価における学生の不利益判定の基礎資料としている。

学生からの成績評価の異議申立てについては、上記取扱要項の第3の5に「学生から、履修した授業科

目の成績の評価についての申し立てがあった場合は、当該授業科目の担当教員は、速やかに成績の評価に用いた資料等の確認を行い、申し立てた学生に対して確認結果を通知しなければならない。」と定め、各校に教員と事務職員で構成する学修サポートルームを置いて、学生からの異議申立てに対応しているが、現状として学生と教員が直接やり取りすることとなっており、組織的な対応となっていない。また、当該制度があることは各校の学生便覧等に分かりやすい記載がなく、学生への周知を含め更なる実質化が望まれる。

これらのことから、成績評価の異議申立て制度の現状には課題があるものの成績評価等の客観性、厳格性を担保するための措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定については、学則第 38 条第 1 項に「本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目及び単位を修得した者に対し、学長は、教授会の意見を聴取の上、卒業を認定する。」と定めている。

所定の授業科目及び単位については、教育課程編成基準に、課程、学科（専攻）ごとに、卒業に必要な単位や履修方法を、科目区分ごとに定めている。

これらの基準は、学生便覧に掲載して学生に周知を図るとともに、入学時のガイダンスやウェブサイトにおいても周知に努めている。

卒業認定は、これらの基準に基づき、各校教員会議、教授会の議を経て、学長が実施している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

当該大学では、平成 16 年 4 月に制定した大学院教育学研究科履修規則に、教育課程の編成・実施方針や履修方法を含め、詳細を定めている。

修士課程については、同規則第 2 条に

「修士課程の授業科目は、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目、教育実践研究、課題研究、専門科目及び自由選択科目に区分し編成する。

2 学校教育に関する科目は、学校教育についての基礎的理論を取り扱うもので、全専修の学生が共通に履修するものとする。

3 教科教育に関する科目は、教科教育について、実践的、理論的に考究するもので、教科教育専攻の各専修に設け、所属する専修の科目は必修とする。

4 教育実践研究は、学校教育及び教科教育に関する諸課題について、実践的な研究を行うものとする。

ただし、教科教育専攻においては、前半を各専修・分野の基礎的、基本的な内容について教材化を図るための研究とし、後半を実際の授業場面に即した実践研究とする。

5 課題研究は、各専修・分野の研究課題又は研究方法論を深めるもので、不定期又は集中的に開設することができる。

6 専門科目は、各専修において当該専修の分野別に、かつ、専門的に展開させるものとする。

7 自由選択科目は、専門の研究科目をより広げるためのものとする。」

と定めている。

専門職学位課程については、同規則第2条の2に

「専門職学位課程の授業科目は、共通科目、分野別選択科目、学校における実習及び共通演習に区分し編成する。

- 2 共通科目は、6領域とし、学校の運営に積極的に携わるための基本的能力を身につけさせるものとする。
- 3 分野別選択科目は、3分野とし、教育現場の「今日的課題」に応えられる力量を形成させるために、理論に基づいた実践とその検証を行わせることを基本とする。
- 4 学校における実習は、「学校課題」を中心に据えて、その解決を図るような試行的実践とその検証を行わせ、学校全体の教育力を高めることに貢献できる能力を養うことを目的としたものとする。
- 5 共通演習は、入学時に提出した課題、あるいは現実に抱えている課題に照らして、その解決に有効と考える情報をまとめるものとする。」

と定めている。しかし、教育課程の編成・実施方針としては明文化されていない。

これらのことから、教育課程の編成・実施の具体については、大学院教育学研究科履修規則に、その内容が定められているが、教育課程の編成・実施方針としては明文化されていないと判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院で授与する学位は、修士課程では修士（教育学）、専門職学位課程では教職修士（専門職）としている。

修士課程の教育課程は、学校教育専攻及び教科教育専攻では、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目、教育実践研究、課題研究、専門科目、自由選択科目の6区分で構成し、養護教育専攻では、学校教育に関する科目、課題研究、専門科目、自由選択科目の4区分で、学校臨床心理専攻では学校教育に関する科目、課題研究、専門科目の3区分で構成している。

全専攻に共通に履修する学校教育に関する科目は、学校教育についての基礎的理論を取り扱う科目としている。

学校教育専攻及び教科教育専攻で履修する教科教育に関する科目は、教科教育を理論的・実践的に考究するための科目とし、学校教育に関する科目と合わせて、学校教育の基礎を修得させる科目としている。

学校教育専攻及び教科教育専攻で履修する教育実践研究は、学校教育及び教科教育の諸課題についての実践的な研究を行う科目とし、教科教育専攻においては、前半を教科の基礎的、基本的内容についての教材化の研究とし、後半を授業場面に即した実践研究としている。

課題研究及び専門科目は、各専修・分野の専門的知識と研究能力を深める科目とし、特に学校臨床心理専攻では臨床的な科目を数多く開設している。

専門職学位課程の教育課程は、共通科目、分野別選択科目、学校における実習、共通演習の4区分で構成している。

共通科目は、文部科学省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第8条に定める5領域に、特別支援教育に関する領域を加えた6領域12科目で構成し、学校運営に携わるための基本的能力を養う科目としている。

分野別選択科目は、学級経営・学校経営、生徒指導・教育相談、授業開発の3分野で構成し、教育現場の今日的課題に応えられる力量を養い、理論に基づいた実践とその検証を行う科目としている。

学校における実習は、1年次に学校の機能全体を俯瞰し、それぞれの機能を相互に関連付けて捉えた上、

2年次に自ら見出した課題や勤務校の課題を解決するための実践と検証を行うことによって、学校の教育力を高めることに貢献できる能力を養う科目としている。

共通演習は、2年間にわたって蓄積したパーソナルポートフォリオを基に、課題の解決に有効な情報をまとめる「マイオリジナルブック（MOB）」の作成に取り組み、それぞれの成果を発表する科目としている。

これら修士課程と専門職学位課程の教育課程は、それぞれの人材育成の目的に沿ったものとなっており、その内容と水準は、授与する学位名にふさわしいものになっている。

これらのことから、大学院教育学研究科履修規則に基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへの配慮の一環として、学校臨床心理専攻では、臨床心理士、学校心理士の受験資格や申請資格が取得できる教育課程を編成している。また、教育職員免許状を取得していない者が、大学院修了時に教育職員免許状（専修免許状）を取得できる修業年限3年の「教員免許取得特別プログラム」を実施している。平成23～26年度の4年間に13人の学生が、当該プログラムを利用している。

職業を有するなどの事情により、定められた修業年限で教育課程の履修が困難な者を対象に、修業年限3年又は4年の長期履修生制度を導入している。平成23～26年度の4年間に30人の学生が、当該制度を利用している。

学生が入学する前に大学院で修得した単位を、当該大学大学院において修得したものと見なす既修得単位の認定を設けており、平成23～26年度の4年間に10人の学生が、当該制度を利用して単位の認定を受けている。

このほか、学生が、学部の授業科目を年間12単位まで科目等履修生として履修できる制度を設けるとともに、北海道大学大学院教育学研究科との単位互換協定に基づき、同研究科の授業科目を特別聴講生としての履修できる制度を設けており、平成23～26年度の4年間に10人の学生が、当該特別聴講生制度を利用している。

当該大学では、平成19年度の文部科学省大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）に採択された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」（平成19～21年度）の研究成果である教育臨床実践メンターによるメンタリング、大学教員が大学院学生の勤務校を訪問し研究指導をする勤務校訪問型スーパーヴァイズ、現職教員と学部新卒者の協働研究を、学校臨床心理専攻における教育に導入している。

さらに、当該プログラムを継承・発展させた「教育現場のニーズへ対応する大学と教育関係機関との互恵的パートナーシップによる教育臨床的アプローチ」（平成24～26年度）では、公的教育相談機関、通信制高等学校、福祉施設等とのパートナーシップによる、ワークショップやカンファレンス等のアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。

専門職学位課程では、実践的指導力の育成を求める学校現場の要請に基づいた教育課程を編成し、教員養成の高度化の社会的要請に配慮している。

具体的には、（1）学級経営・学校経営、生徒指導・教育相談、授業開発の3分野から履修し、新人教員に求められる基礎力の総合的な高度化を目指した「教職基礎力高度化コース」、（2）自己課題に合わせて選択科目を自由に履修することができる教職経験が5年以上の現職教員を対象とした「教職実践力高度化コース」、（3）学校組織マネジメントに関する科目を必修とした教職経験がおおむね10年以上の現職教

員を対象とした「学校改善力高度化コース」を設けている。

また、授業方法及び授業内容においては、いずれの授業も研究職教員と実務家教員の協働によって実施するとともに、理論と実践つなぐ臨床教育学の手法に基づき、学校現場で生起する生徒指導場面を主題として取り上げている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

修士課程では、専攻や専修の目的や特色に応じて、講義、演習、講義と演習の組合せのほか、実験、実習等の授業形態で授業を実施している。講義形態の授業においても、討論、実験、実習、演習、フィールド調査、発表等を取り入れて授業を実施している。同課程全体では、平成26年度に開講した547科目のうち、講義71科目(13.0%)、演習273科目(49.9%)、講義・演習科目161科目(29.4%)、実験・実習39科目(7.1%)、講義・演習・実習3科目(0.5%)となっている。

教育課程を構成する科目群のうち、学校教育に関する科目、教科教育に関する科目及び専門科目では、特論(講義)と特別演習(演習)を一対にして開設しており、学生は理論とともに、その応用や実践面の知識を習得することができるようにしている。また、課題研究は、個別の研究指導を内容としており、研究能力と教育実践力の双方を培う方法で実施している。

多くの授業は少人数授業であり、修士課程全体で、平成26年度に開講した547科目の総履修者数は1,560人で、1科目当たりの平均履修者数は、2.85人となっている。

現職教員及び社会人を主な対象とする学校臨床心理専攻においては、双方向遠隔授業、出張講義、夏季及び冬季の集中講義を行っており、拠点校である札幌校と同じ授業が、他の修学校でも受けられるようにしている。

専門職学位課程では、教育学研究科履修規則に、科目群ごとに基本的な内容や目的を定めており、それぞれの内容や目的に応じた形態で授業を実施している。

共通科目は講義、分野選択科目は演習を基本としつつ、内容に応じて授業形態を工夫し、講義形態の授業にも事例研究、討論、実習等を取り入れ、参加型の授業を展開している。その他、学校課題の解決に実践的に取り組む学校における実習、実践に深く根ざした自らの研究物語を内容とする共通演習(マイオリジナルブックの作成)を実施している。平成26年度に開講した45科目のうち、講義3科目(6.7%)、演習11科目(24.4%)、講義・演習科目18科目(40.0%)、実習12科目(26.7%)、講義・演習・実習1科目(2.2%)となっている。

授業は、札幌校、旭川校、釧路校の3校を、双方向遠隔授業システムでつなぐ方法で実施し、講義、キャンパスごとの議論、全体討議の組合せ、多様な事例を共有し、討論と省察の機会を与えながら、スクールリーダーとしての素養を培うよう工夫している。また、授業においては、研究者教員と実務家教員の協働による指導、学部新卒者と現職教員との討論等、理論と実践を往還する学びを目指した授業方法を採用している。

このほか、修士課程及び専門職学位課程の学生は、連携する附属学校での演習や実習に参加するほか、協力教員や指導助手を務めるとともに、授業参観、研究授業、実験授業等の活動に参加している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程では、学期を前期・後期の2学期制とし、学年暦は共通のルールを設けた上、各校における行事等を踏まえ、各校において編成している。各校の学年暦については、各学期に15回の授業を確保し、祝日については振り替え授業日を設けて授業回数を確保している。年間の授業を行う期間は、各校とも試験期間を含め、大学院設置基準（大学設置基準の準用）が定める年間35週以上を確保している。

専門職学位課程では、学期を第1～4クォーターからなる4学期制（1クォーター8週）とし、週2回の授業実施により各学期に15回の授業を確保し、祝日については振り替え授業日を設けて授業回数を確保している。年間の授業を行う期間は、35週以上を確保している。

修士課程では、授業科目の履修に当たっての学期当たりの履修登録単位数の上限は設けていないが、専門職学位課程では、上限を年間32単位とするCAP制を設けている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学教育情報システムの機能を活用した電子シラバスを、各校で開設する全授業科目について作成している。シラバスの記載内容は、科目番号、授業科目名、単位数、開講期、曜日・時限、授業形態、担当教員、授業内容、授業の位置付け、授業の目標、到達目標、授業計画、成績評価、教職チェックリスト、テキスト、参考文献、オフィスアワー、備考（履修条件・履修上の注意等）で構成されている。シラバスはウェブサイトに公開し、学内外より閲覧することができるシステムとしている。

シラバスは、当該大学の大学教育開発センター及び教育改革室で策定した「平成24年度シラバス作成の手引き」を基に、各教員が作成している。手引には、シラバスをめぐる状況や高等教育の国際的・全国的な動向から見たシラバスの今日的位置付け等を示しているなど、シラバスの全体像が見渡せる構成となっており、各項目の具体的な記入方法についても詳細な説明が記載されている。

作成された全シラバスは、各校のカリキュラム委員が点検を行い、記載上の不備を指摘するとともに、適正な内容に書き改めるよう勧告する体制を整えている。

また、「シラバス作成の手引き簡易版（平成26年9月）」を作成して、改善項目を列記するとともに、シラバスは、学生との契約であり、授業開始後は、その内容を変更しないことや予習・復習の内容や方法等を詳細に記載することを求めて、シラバスの改善に取り組んでいる。

シラバスの活用については、学生がシラバスを確認しながら履修登録を行うシステムが整備されている。履修登録時以外の現状は把握されていないものの、履修登録時にはシラバスが活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育学研究科の全専攻に大学院設置基準第14条の特例を適用している。

修士課程、専門職学位課程ともに、昼間（9時から17時50分の5校時）の授業を受講する昼間開講コースと、夜間（18時から21時10分の2校時）の授業を受講する昼夜開講コースを設けている。

修士課程の昼夜開講コースでは、平日の夜間には、対面授業が行われる札幌校（拠点校又はベースキャンパス）を中心に、旭川校、釧路校及び函館校において双方向遠隔授業システムを利用して受講可能としており、土・日曜日並びに長期休業期間には、各校とも対面授業を実施している。また、受講者の希望に

応じて、昼夜開講コースの学生にも、昼間開講コースと同じ授業を開講しているほか、昼夜開講コースでの履修と併せて、昼間開講コースの授業（夏期休業等の長期休業期間の集中講義を含む。）の受講を可能としている。授業の多くは少人数授業であり、学生と授業担当教員が日時調整の上、授業を実施して、昼夜開講コースの学生に配慮している。

専門職学位課程では、入学時のガイダンスにおいて履修計画の立案について説明を行い、指導教員の指導の下で学生が履修計画を作成している。履修登録については、学生便覧で履修上の留意事項や登録方法を説明するとともに、その手順を流れ図で分かりやすく示している。履修登録は、学生が大学教育情報システムにより行うが、併せて書面による届出も求め、当該届出を基に、担当教員による修学上の指導・助言を行っている。

学生の在学期間中を通して、指導教員が学修や修学上の相談に対応し支援を行うとともに、各授業科目の担当教員が、オフィスアワーを用いて学生の指導・相談に応じている。

ゼミナール形式のコース別選択科目「事例研究」等を不定期実施科目とし、学生の事情に配慮し、昼間・夜間を問わず、授業時間をその都度設定して授業を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程学生の指導体制については、学則 50 条に「学長は、修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を定める。」と定め、これに基づき、入学後、学生各自の研究テーマに応じて、学生ごとに研究指導教員 1 人を決定している。

研究指導教員は、研究指導及び学位論文の作成に係る指導に当たり、学生は研究指導教員の指導の下に 2 年間にわたる履修計画を立て、修了まで一貫して研究指導教員の指導の下で研究に取り組む体制を整備している。また、必要があれば、指導を補助する指導教員が加わって研究指導に当たる体制としている。

入学時のガイダンスの際に、学位論文の作成、学位授与に至るまでのプロセスについて説明を行うとともに、研究指導教員が個別に学位論文の作成のプロセス及び研究倫理に関する説明を行っている。

なお、当該大学では、各校の教員会議が教育上必要と認めるときは、学生は他の大学院又は研究所等において、1 年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることができることとしている。また、適当と認められるときは、演奏、作品、教材開発、実践研究報告等の特定課題研究をもって、学位論文の作成に代えることができるとしている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

修士課程の修了については、学則第 58 条に「第 42 条に規定する修業年限以上在学し、第 49 条の規定による授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。」と定め、専門職学位課程の修了については学則第 59 条に「第 42 条に規定する修業年限以上在学し、第 49 条の規定による授業科目について 46 単位以上を修得しなければならない。」と定めている。

学位の授与については、学則第 60 条に、課程を修了した者に学位を授与すると定めている。

学位授与方針では、課程ごとに学生が身に付けておくべき資質・能力等について定めている。

修士課程では、

「本学が定める期間在学し、人材養成に関する目的を実現するために設定された授業科目の単位を修得するとともに、学校教育について、以下のような知識・能力や態度を身につけたと認められる者で、学位論文及び最終試験の審査に合格した者に学位を授与する。

- 1 学校教育に関わる各分野における専門的研究を深め、その成果を基盤として、各分野における諸課題を理論的・実践的に深く究明する知識と能力
- 2 学校教育の理論と実践に関する、又は教育臨床的アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力
- 3 様々な教育課題に対し、研究的視点をもって対応できる態度と能力

と定めている。

専門職学位課程では、

「本課程では、大学が定める修業年限以上在学し、学校現場における諸課題について、理論と実践に関する高度な専門的能力を身につけ、その教育目的に沿って設定された授業科目（共通科目、分野別選択科目、学校における実習及び共通演習）のうち修了に必要なとされる単位を修得した者に、専門職学位「教職修士（専門職）」を授与する。」

と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績の評価基準は教育学研究科履修規則第 9 条に「授業科目の試験の成績は、A、B、C、D 及び F の 5 段階により評価し、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。」と定めるとともに、別表第 1 に、A（特に優秀な成績）、B（優れた成績）、C（標準的な成績）、D（合格と認められる最低の成績）、F（不合格）と定め、これに基づき成績の評価を行っている。

これらの成績評価の基準は、学生便覧に掲載して周知を図るとともに、入学時のガイダンスにおいても学生への周知に努めている。また、授業科目ごとの成績の評価方法については、シラバスの成績評価欄に詳細を記載して学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、「平成 24 年度シラバス作成の手引き」に成績評価の指針を示し、全学的な成績評価に関する考え方の統一を図っている。また、各授業科目のシラバスの「成績

評価」の項に評価方法を明記し、評価要素ごとの評価割合を記載し、これに基づいて成績評価を実施している。

これらのことからだけでは、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が十分に講じられているとまではいえないと判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。
また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士論文については、最終試験の審査基準とともに6項目からなる審査基準を、「教育学研究科修士課程学位論文及び最終試験に関する審査基準」に定めている。これらの審査基準は、学生便覧に掲載され、学生への周知を図っている。

修士論文に代えることができる「特定の課題についての研究の成果」については、「学則第58条に関する要綱」の第2に「研究の成果とは、演奏、作品、教材開発、実践研究報告等で、学位論文に相当する内容を持つと判断されるものとする。この場合において、論文形式をとらないものについては、これに関連する論文を必要とする。」定めており、同要項をウェブサイトに掲載して学生に周知を図っている。

修士論文の審査体制は、学位規則第6条第2項に「審査委員会は、学位論文を提出した学生が所属する専修及び当該学位論文の内容と関連する専修に属する研究科担当教員のうちから、研究指導教員を含む3人以上の審査委員をもって組織する。」と定め、これに基づき審査委員会を編成して審査を実施している。

審査委員会は、学位論文の審査に合格した者に対して最終試験を実施し、学位論文の審査結果と合わせて、各校研究科教員会議の議を経て研究科教授会に報告し、同教授会が課程修了と学位授与の可否を判定している。

専門職学位課程の修了については、学則第59条に「第42条に規定する修業年限以上在学し、第49条の規定による授業科目について46単位以上を修得しなければならない。」と定め、この基準に従い、課程を修了した者に学位を授与している。課程の修了は、単位の修得状況等を、教職大学院教員会議の議を経て研究科教授会に報告し、同教授会が判定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国内の複数の大学との協定に基づく単位互換制度を活発に運用している。
- 高等教育の動向から見たシラバスの位置付け等を示した「シラバス作成の手引き」を作成し、シラバスの向上に取り組んでいる。
- 学部の自己推薦入試及び推薦入試の合格者を対象に、基礎学力不足への対応を含む入学前教育を実施している。
- 平成19年度の文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」に採択された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」（平成19～21年度）を継承・発展させた「教育現場のニーズへ対応する大学と教育関係機関との互恵的パートナーシップによる教育臨床的アプローチ」（平成24～

26年度)では、公的教育相談機関、通信制高等学校、福祉施設等とのパートナーシップによる、ワークショップやカンファレンス等のアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 25 年度に文部科学省「国立大学改革強化推進補助金」に採択され、教員養成課程を開設する札幌校、旭川校、釧路校に、「グローバル教員養成プログラム」を平成 27 年度から開講し、高い英語力と豊かな国際感覚を有し、社会のグローバル化について深く理解し、それに対応した教育活動の先導的役割を担うことができる教員の養成が期待される。

【改善を要する点】

- 学士課程、大学院課程とも、教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明文化されていない。
- 学士課程及び大学院課程における成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が十分に講じられていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年度に開設した教育学部の国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科は学年進行中であることから、本観点では、教員養成課程及び上記2学科の前身である人間地域科学課程（函館校）、芸術課程（岩見沢校）、スポーツ教育課程（岩見沢校）について分析を行っている。

平成26年度卒業生の単位修得率は、教員養成課程で95.2%、人間地域科学課程で88.7%、芸術課程で96.6%、スポーツ教育課程で98.2%となっている。また、修得単位数は、過去5年間（平成22～26年度）の平均で、教員養成課程162.1単位、人間地域科学課程144.4単位、芸術課程151.4単位、スポーツ教育課程152.1単位となっている。

平成22～26年度における標準修業年限内卒業率は、88.2～94.5%、「標準修業年限×1.5」年内卒業は、94.2～97.3%となっている。

免許・資格の取得については、平成26年度卒業生1,257人に対し、教育職員免許状2,649件、学校図書館司書教諭282件、学芸員29件の免許・資格を取得している。

大学院については、平成26年度修了生の単位修得率は、修士課程で99.5%、専門職学位課程で98.8%となっている。また、修得単位数は、過去5年間（平成22～26年度）の平均で、修士課程37.2単位、専門職学位課程51.4単位となっている。

平成22～26年度における標準修業年限内修了率は、修士課程63.3～77.0%、専門職学位課程89.6～97.1%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、修士課程81.2～95.0%、専門職学位課程95.8～100%となっている。

免許の取得については、平成26年度修士課程及び専門職学位課程修了生が、それぞれ138件及び48件の専修免許状を取得している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度後期に5校で在校生を対象に実施した授業評価アンケート（対象科目数157科目、対象学生数6,393人、回答数1,897件、回収率29.7%）では、「全体として授業に満足できましたか。」という設問に、63.5%の学生が「非常に満足」「満足」と回答している。

平成25年度卒業生を対象に5校で実施した卒業アンケートの結果では、教養教育で得た能力・資質の到達度について、「教養科目（日本国憲法、体育、外国語等を含む。）により、次のような能力や資質が高

まったと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「ある程度思う」との回答率が、「幅広い知識や教養」80.4%、「現代社会の諸問題や学際的テーマに関する知識」72.6%、「人間や子どもに対する理解」87.4%、「専門を理解するための基礎的な力」82.8%、「外国語の能力」40.7%、「レポートや論文の書き方」75.8%、「自分の考えを説明したり、発表したりする力」79.5%となっている。

教養教育の満足度については、「教養科目について、満足していますか。」の設問に対して「そう思う」「ある程度そう思う」が79.1%となっている。

専門教育の満足度では、「専門科目（教養科目以外の授業、教育実習を含む。）について、満足していますか。」の設問に対して、「満足している」「ある程度満足している」が92.7%となっている。

平成25年度大学院修士課程修了者を対象に実施した修了時アンケートでは、「教育目標はどの程度達成されているとお考えですか。」の設問に対し、「十分に達成できている」が58.5%、「指導教員の指導法にはどの程度満足していますか。」の設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」が88.6%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

教員養成課程については、平成22～26年度卒業者の就職率は81.1～85.8%、うち就職希望者の就職率は91.8～96.6%となっている。就職先別では、教員就職希望者の就職率は92.6～99.1%、企業・公務員等就職希望者の就職率は88.6～91.6%となっている。

人間地域科学課程、芸術課程、スポーツ教育課程の3課程については、平成22～26年度卒業者の就職率は72.8～79.0%、うち就職希望者の就職率は85.2～89.3%となっている。就職先別では、教員就職希望者の就職率は84.4～92.6%、企業・公務員等就職希望者の就職率は84.2～90.4%となっている。

学部全体で、平成22～26年度卒業者の大学院への進学率は7.9～10.1%となっている。

大学院については、平成22～26年度修士課程修了者の就職率は47.2～69.2%であり、うち就職希望者の就職率は81.3～89.3%となっている。就職先別では、教員就職希望者の就職率は76.6～97.6%、企業・公務員等就職希望者の就職率は75.9～89.3%となっている。

専門職学位課程修了者については、平成22～26年度の教員就職希望者（13人～23人）の就職率は95.7～100%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成21年度に「教員の資質能力追跡調査事業」に取り組み、平成21年12月に、卒業後、約5年及び10年を経過し、北海道内に勤務している卒業者を対象とした聞き取り調査を実施している。

調査結果では、在学中に勉学で一定以上の成績を残し、サークル活動やボランティア活動に参加していた者が、物事に主体的に取り組む姿勢が高く、教職に就いてからも大学で身に付けた知識や能力を活かしているという分析を行っている。

また、平成22年12月にも「教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」に取り組み、小学校教員として正規雇用された教員及びその勤務校の学校長や指導担当教員に対して面談等による調査を実施している。

調査結果によれば、「教師という職業に従事して良かったと思いますか。」というアンケート項目に対して、約95%が「とてもそう思う」「どちらかというそう思う」と回答している。

また、小学校長等からは、「大学で学んできた「授業力」がついている。」「専門知識をしっかり持って

北海道教育大学

おり、学ぼうとする姿勢がある。」「授業への関わりを大学で学んできたためか、授業をつくるという大切な思いが本人の中にできている。」等の評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、札幌校 (50,402 m²)、旭川校 (65,305 m²)、釧路校 (31,232 m²)、函館校 (41,722 m²)、岩見沢校 (72,095 m²) の5校地を有し、校地面積は合わせて260,756 m²となっている。このほか、運動場用地323,886 m²を有している。各地区の校舎等の施設面積は、合わせて114,994 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各校地には、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設、語学学習室、体育館等の教育研究用施設を整備している。5校地合わせて、講義室97室、演習室296室、実験実習室308室、情報処理学習施設11室、語学学習室8室となっている。

講義室は、通常の授業に加えて、学生の課外活動や各種セミナー（就職ガイダンス等）等にも有効に活用しており、講義室面積計8,723 m²のうち、4,394 m²が稼働率61%～80%、3,092 m²が稼働率81%以上で、合わせて7,486 m² (85.82%) が稼働率61%以上となっている。

施設の耐震化については、昭和56年以前に建設した全建物（104,693 m²、附属学校を含む。）について、平成25年度末に開始した耐震化改修事業により、平成27年5月にすべての耐震化が完了している。

バリアフリー化としては、各校の主要な建物にエレベーター、身障者用トイレ、自動ドア、車いす用スロープ、身障者用駐車場を整備している。5校地合わせて、エレベーター18基、身障者用トイレ22か所、自動ドア43か所、車いす用スロープ30か所、身障者用駐車場5か所となっている。

平成21年度に受けた大学機関別認証評価において「図書館の一般開架書架への車いすでの移動等については、バリアフリー化が十分になされているとはいえない。」との指摘を受け、旭川館では、平成24年度に2階入り口にインターフォンを設置し、図書館職員が付き添い、館外エレベーターを利用して3階入り口を解錠の上、3階一般開架書架への移動を可能としている。

また、館外エレベーターを増設し（平成26年度は函館校、平成27年度は函館校・岩見沢校を予定。）、別棟から図書館入り口へ車いすで移動できる経路を増やすなど、図書館のバリアフリー化を進めている。

安全・防犯面への配慮として、通行者の危険防止、夜間の防犯のため、平成25年度に函館校及び釧路校の敷地内にLED外灯を各2基新設している。

また、平成23年度に札幌校、旭川校、釧路校及び函館校の学生寄宿舍、平成24年度に釧路校の校舎内に、それぞれ防犯カメラを設置している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

各校間を結ぶとともに、各校と附属学校園を結ぶ情報ネットワークを整備し、各校に情報リテラシー教育等に使用できるコンピュータ室を整備している。コンピュータ室には、各校合わせて638台の情報端末(パソコン)を整備している。

各校の附属図書館にも、学生が自由に使用できる情報端末計82台を整備するとともに、閲覧室には無線LANのアクセスポイントを整備している。

各校を結んで同時に授業を行うための双方向遠隔授業システムを、各校にそれぞれ3室(うち1室は専門職学位課程専用)に整備している。

大学教育情報システムを導入・整備し、全学生が同システムから履修登録を行っている。平成22年度に教職実践演習の開設に伴う電子ポートフォリオ機能を追加するとともに、平成26年度にはスマートフォンからのアクセスを可能とするなどのバージョンアップを行っている。また、平成23年度から出席確認用ICカードリーダーを導入し運用している。

情報システムの運用については、情報システム基本規則を制定し、同規則に基づき、各種要項やガイドラインを整備するとともに、学生に対しては、ソフトウェアの適正な管理を含め、新入生ガイダンス等で周知を図るとともに、「情報機器の操作」等の授業でも周知に努めている。

平成25年度卒業生アンケートの設問「パソコンなどの情報関連機器の操作」の能力が高まったと感じるかという問いに、60.9%の学生が「そう思う」「ある程度思う」と回答している。教員については、平成24年度に実施した「ICTを活用した教育方法に関する調査」の結果によれば、教員の70%以上が教室でパソコンを用いた授業を実施している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、札幌館、旭川館、釧路館、函館館、岩見沢館の5館で構成し、総面積9,720㎡、閲覧座席数697席を整備している。

平成23年3月に資料収書方針を定めるとともに、各構成館の収書委員会による収書体制を構築し、系統的な収集を行っている。平成27年5月現在、5館合わせて蔵書数1,008,051冊(うち外国書119,932冊)、学術雑誌数30,548タイトル(うち外国書3,271タイトル)、電子ジャーナル4,722タイトル(5館で共用)を収蔵し、各館とも幅広い分野の資料を収集・提供している。また、ILL(図書館間相互貸借)システムにより、他館の図書資料や雑誌論文の写しを取り寄せて利用できるようにしている。

蔵書等の内訳は、教育関連の社会科学分野が全蔵書の約28%を占めている。

特色あるコレクションとして、学校教科書約100,000冊や北海道内の小中学校の記念誌等を含む教育資料類を多数所蔵している。

電子資料としては、電子ジャーナル(3種)のほか、オンラインデータベース(7種)、電子ブック(2種)を提供している。

さらに、ビデオテープ、CD、DVD等の視聴覚資料(約16,000タイトル)を所蔵し、視聴覚機器を設置した視聴覚コーナー等で閲覧可能としている。

5館とも年末年始と入学試験期間等を除いて通年開館としており、開館時間は平日は8時30分から22時まで(岩見沢館は21時まで)、土・日・祝日は10時から17時までとし、授業時間外の利用を考慮した

開館時間としている。

附属図書館の利用促進を図る取組として、平成22年12月から自動貸出返却装置を全館に導入し、図書の貸出・返却手の自動化を図り、平成27年5月現在、貸出図書の約半数が利用者自身で貸出手続を行っている。

また、平成23年7月から図書館学生サポーターと協働し、附属図書館活性化プロジェクト（読書会、ビブリオバトル、書評コンテスト、図書展示、選書活動等）を実施している。

平成26年度の附属図書館利用統計では、入館者数は延べ271,307人、図書貸出冊数は延べ98,126冊であり、貸出冊数は年々増加している。また、電子ジャーナルの閲覧件数も、平成22年度4,785件から平成26年度8,861件へと年々増加している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各校に、学生が自主学習等のために自由に使用できるスペースを整備している。また、各校の教室（8～20室、20～280人収容）を、授業で使用していない時間帯に、学生の申請に基づき自由に利用できるようにしている。

このほか、各校の附属図書館に閲覧室や閲覧スペースを整備するとともに、札幌館及び釧路館にはグループ学習室を設置して、学生の自主学習スペースとしている。また、閲覧室には無線LANアクセスポイントを設置し、学生が自ら学ぶ環境を整備している。

平成26年度の附属図書館の学生入館者数は、延べ227,172人であり、グループ学習室の利用者数は札幌館899人、釧路館358人となっている。

平成27年度図書館利用者アンケートによれば、附属図書館の環境（建物・照明・雑音・閲覧席等）についての学生の満足度は、各質問項目とも「満足」「ほぼ満足」を合わせて90%以上となっている。

このほか、学生が自由に使用できるパソコンを各校のパソコン教室等に整備（各校合わせて638台）しており、授業時間を除き21時まで使用可能としている。学部3年次生以上になると、上記のパソコンに加えて、各専攻の演習室や実験室に整備されているパソコン等も自由に学習・研究に使用できるようにしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部では、各校のそれぞれのキャンパスで、新生を対象に2日間にわたって全体ガイダンス及び専攻等ガイダンスを実施している。

全体ガイダンスでは、学生便覧に基づいた履修要領、単位修得方法、教育職員免許状及び各種資格の取得について説明している。

専攻等ガイダンスでは、履修指導、担当教員の紹介、教育職員免許、分野への所属のルール等について説明している。

キャンパスによっては、新生ガイダンスの一環として、課程又は専攻単位で5月下旬までに宿泊を伴う新生合宿研修を実施し、専攻の内容に応じた施設訪問、学生同士や教員との交流を通して、修学意識の涵養や連帯感の育成等を図っている。

履修登録に当たっては、履修モデルを基に学生が作成した履修科目登録票を、学生指導教員が確認し、

指導・助言の上、署名をしている。これに基づいて、学生がウェブサイト上の大学教育情報システムで履修登録を行っている。

大学院では、入学者を対象に、各校にて専攻・専修別にガイダンスを実施し、教育課程及び修学に関する説明を行っている。なお、修士課程学校臨床心理専攻、専門職学位課程においては、双方向遠隔授業システムを利用し、関係するキャンパスすべてを結んで実施するとともに、全体の説明後に各キャンパスにおいて、個別の説明を行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

各学期に「授業評価アンケート」を実施するとともに、3年ごとに「学生生活実態調査」を実施して、学習支援に関する学生のニーズを把握している。

また、学生指導教員による指導・助言、教員によるオフィスアワー、学生なんでも相談室への相談対応を通して学習支援に関する学生のニーズを把握している。

学生指導教員については、履修登録に係る助言を含む指導・助言内容を、大学教育情報システムの学生プロフィールに書き込み、指導・助言の履歴を蓄積している。教員によるオフィスアワーについては、各教員のオフィスアワー一覧を作成し、学生に周知を図っている。学生なんでも相談室については、修学・進路相談が、平成25年度72件、平成26年度37件となっている。

このほか、大学教育情報システム上や電子メールによって、学生指導教員や履修科目担当教員に質問や相談を行えるようにしている。

障害のある学生（平成26年度は4人）に対しては、各校のカリキュラム委員会を中心に、個々の障害の状況により対応している。具体的には、サポート委員会を設置して、学生本人の状況や意向等を把握の上、聴覚障害の学生に対しては学生や学外ボランティアによるノートテイク、パソコンテイク、文字起こし等の支援、肢体不自由の学生に対しては使用教室配慮、実技・実習配慮等の支援を行っている。

外国人留学生は、平成27年4月現在、各校合わせて87人（学部学生5人、大学院学生23人、研究生13人、特別聴講学生46人）が在籍している。

特別聴講学生（交換留学生）については、前期は札幌校内の国際交流・協力センターにおいて集中的に日本語教育を行い、後期は各校の交換留学専門プログラムを受講させている。交換留学生のための日本語、日本文化関係の開講科目は、平成25年度50科目、平成26年度54科目となっている。

また、各校では外国人留学生に対して学部3・4年次生、大学院学生をアカデミック・チューターとして配置（平成26年度104人）し、学習・研究面、日本語学習面等の支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成26年6月現在、各校合わせて272の課外活動団体（文化系134団体、体育系138団体）が登録され

ている。

課外活動に対する支援体制として、担当副学長を委員長とする学生支援委員会を全学に設置するとともに、担当副学長の下に学生・キャリア支援担当の特別補佐2人を配置し、課外活動を含めた学生支援に取り組む体制としている。また、各校には学生委員会又は学生支援委員会を置き、課外活動等の支援を行っている。

課外活動施設として、釧路校を除く各校に課外活動共用施設を設置し、長期又は短期で使用できる施設として、共用室、練習室、器具庫、暗室及び印刷室等を整備し、課題活動団体の利用に供している。

課外活動共用施設がない釧路校では、管理棟、研究棟及び福利厚生施設に共用室、合奏室、器具庫及び印刷室等を確保し、学生団体の利用に供している。

このほか、各校には体育館、武道場、トレーニングルーム、更衣室及びシャワー室を整備するとともに、陸上競技場、野球場、サッカー場及びテニスコートを整備して体育系の課外活動団体の利用に供している。

資金面では、大学より課外活動団体に対して運営資金や備品貸与を支援（平成26年度は約740万円）しているほか、各校後援会から合わせて約1,560万円の支援を受けている。後援会からの支援は、主に課外活動設備の更新、各種団体・連盟への加盟登録料、各団体で使用する消耗品の購入費、大学行事経費の補助に活用している。

このほか、学生による課外活動の活性化を図るため、学生表彰を実施しており、課外活動の成果が特に顕著で、課外活動の振興に功績があり、かつ、大学の名誉を高めたと認められる個人又は団体を表彰している。

また、課外活動のリーダー等を対象にした研修会を開催するとともに、学生の自主的・創造的活動の支援を目的とした「hue学生プロジェクト」を実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

3年ごと（直近では平成24年度）に、学部学生及び大学院学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、学生の生活支援等に関するニーズを把握している。当該調査によって得られた入学時の経緯、在学中の状況、卒業後の進路等についてのデータを男女別及びキャンパス別にまとめ、学生支援の基礎データとして活用している。

学生の生活支援は、学生指導教員が中心となって、学生生活についての指導・助言、進路相談、就職指導等を行うとともに、必要に応じて、相談内容を相談窓口につないでいる。

相談窓口として、学生なんでも相談室、人権相談員、保健管理センター（心身の健康相談）を設け、学生には学生便覧、個別パンフレット、ウェブサイト等で利用方法等の周知を図っている。

これら相談窓口の平成26年度の利用状況は、学生なんでも相談室86件、保健管理センター1,398件となっている。

就職支援に関しては、担当理事をセンター長とするキャリアセンターが中心となり、各校に置くキャリアセンターにおいて、就職担当者や相談員によるキャリア支援を行っている。

外国人留学生（平成27年4月現在、各校合わせて87人が在籍）の生活支援については、札幌校に置く国際交流・協力センター所属教員や学務部国際課が窓口となって各相談窓口につなぐとともに、生活上の

言葉の問題にも対応している。

また、入学時のガイダンスで各種生活上の情報を掲載した資料を配布するとともに、学生寮に入寮している学部学生や大学院学生をレジデンス・チューターとして配置し、入寮留学生の生活支援に当たっている。

障害のある学生（平成 26 年度は 4 人）については、当該学生や保護者の意向や要望を聴取した上、所属校の教職員間で情報の共有を図り、コーディネーター役を担う教職員が中心となって対応し、個々の学生の状況に応じた修学環境・生活環境確保の支援を行っている。

ハラスメント防止のための取組として、平成 21 月 9 月に学外有識者による「北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方に関する有識者会議」を設置し、同会議による 5 つの提言に基づき、入学時のガイダンス、リーフレットの配布、「倫理・人権」授業の必修化、「飲酒事故、アルコールハラスメント防止」についての特別講義等を実施している。

また、平成 26 年 4 月には、「学生団体不祥事の再発防止策検討ワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループの答申に基づき、リーダーシップ研修会を開催して法令遵守やハラスメント防止に関する指導を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済面の援助として、入学料・授業料免除制度を設けており、授業料免除申請者数は、平成 21 年度 1,561 人から平成 26 年度 2,060 人に増加している。これを受けて、授業料免除に係る予算も、平成 21 年度 186,088 千円から平成 26 年度 292,347 千円に増額している。

毎年 4 月上旬から中旬にかけて、日本学生支援機構奨学金に関する説明会を開催しており、平成 27 年 3 月現在、学部学生の 52.9%、大学院学生の 29.2%が当該奨学金の貸与を受けている。

大学院に入学する現職教員等に対しては、入学料免除を実施するとともに、平成 23 年度からは、東日本大震災被災者を対象とした入学料免及び授業料の全額免除を実施している。

海外の大学に留学する学生を支援するため、派遣交換留学生や短期海外派遣研修プログラム参加学生を対象に、奨学金を支給（平成 26 年度 15 人）するとともに、平成 25 年度から留学に伴い卒業延期となった学生に対し、授業料の免除を実施している（平成 25～26 年度計 48 人）。

さらに、各校に学生寮を置いており、平成 21～22 年度に大規模改修を実施するとともに、平成 23 年度から各寮に管理人を配置し、寮生の生活環境向上に努めている。毎年度、札幌校を除く各校寮には収容定員を上回る入寮申請があり、収容定員を持続的に充足している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 派遣交換留学生や短期海外派遣研修プログラム参加学生を対象に、奨学金を支給するとともに、留学に伴い卒業延期となった学生に対し、授業料の免除を実施している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育に係る自己点検・評価を実施し、改善・向上を図る体制は、主として大学評価室、教育改革室、大学教育開発センターで構成されている。大学評価室は、学長の指示により評価の項目・基準・観点等を設定し、自己点検・評価の全体を設計する。それに基づいて、教育担当理事が教育改革室、大学教育開発センターと連携して、授業アンケート結果の分析、授業改善に関する調査、FD活動の取組等を反映させた自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果及び自己点検評価書に基づく外部評価の結果は、大学評価室に集約された後に学長に報告され、学長は教育担当理事に必要な改善を指示することとしている。改善策案は教育担当理事を中心に策定され、大学評価室が意見を付した上で学長に報告がなされ、教育改革室を中心に各校カリキュラム委員会等によって改善・向上の取組に反映されている。また、平成 27 年度から北海道教育委員会関係者、札幌市教育委員会関係者及び小・中学校校長等で構成された学長直轄の外部委員会「教員養成改革推進外部委員会」を設置し、教育に係る自己点検・評価及び改善・向上の検証を行うための体制を整備している。

このほか、学習の成果の自己点検・評価に関連して、平成 23 年度には、教育担当理事、北海道教育研究所員、大学教育開発センターセンター員、教育改革室特別補佐、各校選出の教育コーディネータから構成されるカリキュラム開発チームを編成し、学位授与方針に定めた育成すべき資質・能力等の項目（教員養成課程の場合は 6 項目）を、さらに細分化した観点（札幌校の教員養成課程養護教育専攻の場合は 18 観点）を策定している。これに基づいて、大学教育開発センターでは、シラバスに記載されている各授業科目の目標と到達目標が学位授与方針の細分化された観点に、どのように対応しているのかを示す「カリキュラム・マップ」を作成し、学位授与方針と教育課程の適合性を体系的に点検している。

また、教育に係る自己点検・評価の恒常的な取組の一環として、大学教育開発センターは、卒業時アンケート、修了時アンケート等の実施・分析を行っている。卒業時アンケートでは、特定の授業科目に係る知識・能力・資質が高まったかの設問について分析を行い、その結果は各校のカリキュラム委員会を介して各教員にフィードバックされ、教育課程へ反映される仕組みとなっている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 17 年度から大学教育開発センターが主管し、各学期の中間と期末の計 2 回、学生による「授業評価アンケート」を実施している。

学期中間のアンケートでは、予習・復習の方法についての説明の有無や授業における教員の説明のわかりやすさについて調査し、学期末のアンケートでは、予習・復習の時間や授業の満足度のほか、成績評価の観点・方法についての説明の有無や適切性についても調査している。アンケート結果は、各教員が大学教育情報システム上で確認できるようにしている。

教育改革室では、教員が授業・教育改善に関する取組の目標を定め、授業評価アンケートを踏まえて取り組んだ授業改善の成果を自己評価する「教育実績に対する自己評価」を実施し、その結果をウェブサイトに公表している。

平成 24 年度から、教育改革室では上記の「授業評価アンケート」と「教育実績に対する自己評価」の内容を集約して「教育改善調査票」を作成し、ウェブサイトに公開して学生の意見を授業改善に活かす PDCA サイクルを構築している。

このほか、学部学生を対象に、卒業時に「卒業生アンケート」を実施し、教養教育で身に付いた能力や資質、専門教育の満足度等を調査し、調査結果をウェブサイトに公開して教育の質の改善・向上に活かしている。

教職員の意見聴取の取組については、平成 24 年度と平成 26 年度に各校の教員が部会を立ち上げ、教科横断的かつ各校横断的に検討を行う教員協議会を開催している。

これら部会及び協議会での検討結果（平成 24 年度は教育改革の方向性、到達目標の設定等、平成 26 年度は教育課程の体系制、各授業科目の位置付け、名称の統一等。）を、教育の質の改善・向上に活かしている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学、北海道教育委員会、札幌市教育委員会、北海道立教育研究所、北海道教育庁石狩教育局で構成する北海道地域教育連携推進協議会（平成 14 年度設置）に参加し、同協議会において、参加機関から意見・要望等を聴取している。その結果を受けて、ボランティア活動への単位認定、学校でのスキー学習への学生指導員の派遣、札幌駅前サテライトでの教職大学院の一部授業の実施等の対応を進めてきている。

平成 20 年度から各地域の校長会と意見を交換する北海道教育大学と各校長会との意見交換会を開催し、意見交換の結果は、教員養成課程の「教育フィールド研究」等の改善に反映している。

さらに、経営協議会の学外委員や監事等の意見を参考に、平成 27 年度から「グローバル教員養成プログラム」を開設している。

このほか、北海道教育委員会からの要望に基づき、平成 24 年度から北海道教育委員会が重点事業として実施している北海道イングリッシュ・キャンプについて、当該大学の学生を派遣している。なお、平成 27 年度からは「グローバル教員養成プログラム」の活動の一部として、学生に積極的な参加を勧めている。

また、平成 25 年 10 月から開設した小学校英語教育指導者資格認定講座を実践体験の一つとして取り扱い、学生の教育にも反映させている。

さらに、平成 27 年度には、授業評価及び教育課程評価を行うことにより、北海道教育委員会等のステークホルダーと密接に協力し教育課程改革を促す仕組みを構築するために、学長直轄の教員養成改革推進外部委員会を設置している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

大学教育開発センターにおいて「FDアクションプラン2011-2015」を策定し、これに基づき、(1) 大学全体のFD活動(全学FD活動)、(2) 各校FD委員会が企画・実施するFD活動(各校FD活動)、(3) 自主的FD活動の3つの区分でFD活動に取り組んでいる。

FDアクションプランを策定した大学教育開発センターが企画・実施する全学FD活動として、平成24年度にはシラバスワークショップ等計4件(参加者数計66人)を、平成25年度にはディスカッション「小中学校におけるICT関連教材を用いた授業方法について」等計2件(参加者数計33人)を、平成26年度には特別講義「ICTの活用の考え方と実践」等計2件(参加者数計33人)を開催している。

各校FD委員会が企画・実施する各校FD活動として、平成24年度には「対応が難しい学生・院生に関する初期対応と支援に関する事例検討」等計15件(参加者数計128人)を、平成25年度には「学生参加型FDの試み」等計15件(参加者数計196人)を、平成26年度には「授業評価アンケート新フォーマットの作成について」等計11件(参加者数計251人)を開催している。

特色ある各校FD活動としては、例えば、旭川校では、授業公開の実施や附属学校での新任教員研修を行っている。また、函館校ではすべての授業を公開し、参観者が自由に科目を選択して参観するオープンクラスウィークを実施している。これらの各校FD活動の企画・実施に当たっては、全学のFD合同会議で連絡し、調整を図っている。

自主的FD活動については、平成24年度には「生活科科目の企画・運営マニュアルの作成」等計6件(参加者数計63人)を、平成25年度には「中堅大学の特徴を活かすFD」等計4件(参加者数計55人)を、平成26年度には「教科を横断する教授法の研究」等計8件(参加者数計73人)を、各校で開催している。

これら3区分のFD活動の開催予定は、ウェブサイトの「FDカレンダー」に掲載して、学内に周知を図っている。

また、これら3区分のFD活動の成果は、すべて当該年度の「FD活動報告書」に掲載して、全学でその成果を共有するようにしている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教務・学生関係事務職員については、毎年度、全国規模及び地方規模の研修会(学生指導研修会等)に派遣し、資質の向上を図っている。平成22～26年度に、全国規模の研修会等には計11人が、地方規模の研修会等には計40人が参加している。

また、事務職員を対象に、平成20年度から大学独自に海外の協定大学や交流のある大学での語学研修を実施している。平成22～26年度に米国、カナダ、オーストラリアの協定大学や交流のある大学で、計11人の事務職員が語学研修を受けている。

教育補助者として、平成22～26年度に毎年度153～187人の大学院学生等を、演習、実験、実習等の授

業を補助するTAとして採用しているが、これらTAについては、TAが補助する授業の担当教員が、事前に指導を行うなど、資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「授業評価アンケート」を、各学期の中間と期末に計2回実施するとともに、各教員が取り組んだ授業改善の成果を自己評価する「教育実績に対する自己評価」を実施し、これらを基に「教育改善調査票」を作成し、ウェブサイトにて公開して学生の声を授業改善に活かすPDCAサイクルを構築している。
- 事務職員を対象に、平成20年度から海外の協定大学や交流のある大学で語学研修を実施している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 48,283,980 千円、流動資産 2,378,232 千円であり、資産合計 50,662,213 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 6,805,510 千円、流動負債 2,326,046 千円であり、負債合計 9,131,557 千円である。これらの負債は、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

さらに、これら収支計画を踏まえて、役員会で決定した各年度の予算については、連絡調整会議において、報告し、当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用11,571,325千円、経常収益11,576,836千円、経常利益5,510千円、当期総利益2,244千円であり、貸借対照表における利益剰余金397,971千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成の基本方針及び学内予算配分方針を基に、各部局からの要求をヒアリングした上で予算（案）を作成し、学長の下に置かれている予算検討委員会において審議し、経営協議会及び役員会で決定している。また、それに基づく学内配分予算案を作成し、予算検討委員会及び経営協議会の審議の後、役員会の議を経て決定している。

教育研究活動に要する経費については、部局規模に応じた学生数等積算分、施設保有面積積算分、教職員数積算分等により安定した教育活動を図っている。

さらに、学長戦略経費、中期計画等実施経費、大学運営改善等政策経費、施設改修・営繕経費等の項目を設けて、様々な改革に向けた取組支援のため、学長がその必要性を判断し、配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備マスタープランを策定し、老朽化・陳腐化した教育研究等の施設・設備の整備を計画的に進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、経営協議会の審議、役員会の議を経て決定し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査、会計内部監査を行っている。

監事の監査については、国立大学法人北海道教育大学監事監査規則に則り、監事が年度当初に作成する監査計画に基づき、各校においてキャンパス長等からのヒアリングを実施するとともに、財務諸表等について検討を加えている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室を学長直轄の組織として独立性を担保した上で、監査室規則、内部監査実施に関する細則に基づき、業務全般におけるリスクの影響度及び現実化の可能性について緊急度の高いものを優先的に監査事項として設定し、そのうち財務に与えるリスクの影響度を勘案した事項の会計監査を行っている。

会計内部監査については、会計内部監査規則に基づき、各校において実地監査を行い、監査終了後、監査受検部局に対し、実施結果及び是正措置等を求める通知を行っている。改善措置等については、具体的な報告を求め、その後適切な対応策が執られたか等を確認している。

また、監事と会計監査人による年2回程のディスカッションを通じて緊密な連携を図り、適正かつ効率的な監査の実施に努めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、学長選考会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会を置くほか、学長、理事、副学長、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、事務局長で構成する連絡調整会議を設置し、各校間の調整や全学的な課題についての協議の場としている。役員会には役員連絡会を設置している。

学長が指名する理事又は副学長を室長とする9つの学長室(教育改革室、学術研究推進室、大学評価室、地域連携推進室、広報企画室、総合情報企画室、入試企画室、教員免許状更新講習推進室、国際戦略室)を設置している。これら学長室には、室長を補佐する特別補佐(26人)、教員と事務職員からなる室員(教員32人、事務職員15人)を配置している。

事務局には事務局長を置き、総務部(3課2室8グループ)、財務部(3課6グループ)、学務部(4課1室8グループ)のほか、札幌校を除く各校室(4室19グループ)、学術情報室(2グループ)、情報化推進室(1グループ)を置く3部10課9室44グループの体制としている。また、全学的な課題や施策に対処をしていくため、事務局に事務局長、部長、課長・室長、副課長・副室長を構成員とする事務局連絡会議を設置している。

危機管理については、危機管理要項を定め、学長を委員長とする危機管理委員会、総務部長を室長とする庶務担当の危機管理室を置き、危機の発生に際しては、危機管理対策本部を設置して事態に対処する体制としている。

法令遵守については、公益通報保護規則を定め、通報や相談を受け付ける公益通報窓口を監査室に設置するとともに、札幌校を除く4校に通報を取り次ぐ通報コーナーを設置している。通報された事案に対しては、学長が必要に応じて調査委員会を設置して事実調査を行い、是正措置及び再発防止措置を講じる体制を整えている。

研究倫理については、研究倫理規則を定め、倫理上の問題が生じるおそれがある研究については、担当理事を委員長とする研究倫理委員会で審議し、改善を要する事項に対して必要な指導・助言を講じる体制としている。

また、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月18日、文部科学大臣決定)を踏まえ、学長を最高管理責任者とする研究不正の防止体制を整えるとともに、公的研究費の不正使用防止に関する基本方針(平成27年3月31日学長裁定)を新たに策定して、公的研究費の適正な運営・管理の方針を明確にしている。

さらに、公的研究費に係る不正使用の防止計画(平成27年3月31日改訂)に基づき、各校において研究不正防止に関する説明会を年3回程度開催し、教員には1回の出席を義務付けるとともに、不正使用を行わない旨の包括的な誓約書の提出を義務付けている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、学生生活実態調査や図書館利用アンケート等によって、修学上のニーズや学生生活上のニーズを把握している。

また、学生なんでも相談室においても、学生の意見やニーズを把握し、相談内容に応じて、適切な担当部局に対応の割り振りを行っている。

このほか、原則、毎週水曜日に学長等によるランチミーティングを実施している。ランチミーティングには、学長、理事、副学長、事務局各部長、総務課長が出席しており、会議等以外の場で、教職員の意見やニーズ等を伝達する場となっている。

学外関係者等については、経営協議会に外部有識者が構成員として参加しており、これら外部有識者の意見を、大学の管理運営に反映している。具体的な事例としては、経営協議会学外委員から、円滑な組織運営のために、学長がキャンパス長の任命を行うべきとの意見を受けたことによる規則改正等が挙げられる。

さらに、在籍学生の保護者を会員とする後援会との懇談会、北海道地域教育連絡協議会、教育委員会や校長会との懇談会等において様々な意見を得て、大学の管理運営に反映にしている。具体的な事例としては、教育委員会等からの意見を受けたことにより、総合窓口の整備を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では監事2人を置くとともに、事務局に監査室（職員2人）を置いている。

監事監査は、監事監査規則の定めに基づき、監事が年度当初に策定する監査計画に基づき、毎年度実施している。

監事監査の種類は、業務監査と会計監査とし、監査の方法は定期監査と臨時監査としている。

監査の対象は、監事監査規則第4条の定めに基づき、（1）関係諸法令、業務方法書、諸規則等の実施状況、（2）中期計画及び年度計画の実施状況、（3）組織及び制度全般の運営状況、（4）予算の執行に関する事項、（5）資産の取得、管理及び処分に関する事項、（6）財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項としているが、このほか、毎年度、監事が重点事項を設定し、監事監査の対象としている。

定期監査は、事務局及び各校の業務実施状況及び会計経理処理状況について主にヒアリングの方法により実施し、その結果を監査報告書にまとめ、学長に提出・報告した上で学長から役員会等に報告している。

臨時監査は、監事が必要と認めた際に、適宜、実施することになっているが、平成26年度までに臨時監査実施の実績はない。

監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の主要会議に出席するほか、役員連絡会や連絡調整会議への出席も可能としている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

法人役員及び大学役職者が、毎年度、国立大学協会が企画・実施する国立大学法人等理事研修会、大学

マネジメントセミナー等に参加するとともに、平成26年度には産能マネジメントスクール公開セミナー等にも参加している。

事務系職員は、大学独自に企画・実施する業務別研修、階層別研修、SD研修に参加するとともに、他機関が企画・実施する各種研修にも参加している。

具体的には（カッコ内は平成25年度の参加者数）、大学主催の初任職員研修（計2回延べ12人）、フォローアップ研修（15人）、財務系初任者研修（10人）等のほか、国立大学協会北海道地区支部及び国立大学法人北海道大学主催の初任職員研修（9人）、中堅職員研修（4人）、会計基準研修（2人）、人事院北海道事務局主催の中堅係員研修（1人）、係長研修（1人）、課長補佐研修（3人）、メンター養成研修（1人）、日本学生支援機構主催の就職・キャリア支援研修会（計2回各1人）、障害学生支援研修会（1人）等に参加している。

また、国立大学協会主催の若手職員勉強会（1人）、国立大学法人北海道大学主催の事務職員英語研修（1人）、国立大学協会北海道地区支部及び国立大学法人北海道大学主催の学生支援担当職員SD研修（7人）、国立大学法人北海道大学主催のSD研修「大学職員セミナー」（4人）、FDネットワーク“つばさ”主催の大学間連携SD研修会（1人）等にも参加している。

このほか、大学独自に企画・実施している事務職員英語研修（27人）、事務職員海外語学研修（3人）等にも参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の自己点検・評価を実施するため、平成16年度に点検評価規則を制定している。

同規則第9条に、自己評価の基本項目を、(1)教育、(2)研究、(3)学生支援、(4)社会貢献、(5)国際交流、(6)大学運営、(7)施設・設備、(8)その他必要と認められる項目の8項目とすることを定め、8項目の中から、2年ごとに自己点検実施項目を選んで自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施に当たっては、大学評価室を統括組織とし、同室が自己評価の目的、項目、実施方法、評価基準、評価シートの作成要領、作業スケジュール、評価結果の公表方法等を定めた「点検評価実施要項」を作成している。

また、部局等（学長室、各校、教職大学院、附属図書館、センター、附属学校、事務局等）に評価責任者を置くとともに、大学評価室と連携して点検・評価の実施に当たる部局等評価組織を置いて点検・評価を実施している。

部局等は、上記の実施要項に基づき、客観的な根拠・データを基に自己点検評価を実施し、評価結果を「自己点検評価シート」にまとめ、大学評価室に提出し、同室が各部局から提出された自己点検評価シートを基に、自己点検評価書を作成している。

自己点検評価書は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て確定し、ウェブサイトに掲載して学内外に公表している。

平成16年度以降、平成18年度に学生支援等、平成20年度に社会貢献、平成22年度に大学運営、平成24年度に国際交流・協力、平成26年度に教育について、自己点検・評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

点検評価規則第15条の2に「外部評価の実施は、原則として自己評価を実施した翌年度に、点検評価実施要項に基づき行うものとする。」ことを定め、これに基づき、2年ごとに実施している自己点検評価の結果を基に、翌年度に学外の有識者による外部評価を実施している。

外部評価の実施に当たっては、大学評価室を統括組織とし、同室が外部評価の目的、基本的な方針、実施体制、実施方法、外部評価報告書の作成、評価結果の公表方法、評価結果を踏まえた改善等を定めた点検評価実施要項を作成している。

外部評価者（平成25年度の外部評価では4人）は、大学関係者、地方公共団体関係者、民間企業等、幅広い視点からの評価が可能となるよう編成している。

外部評価は、前年度作成した自己点検評価書についての書類審査、大学関係者との質疑応答を含む訪問調査、訪問調査を踏まえた評価結果の確定の3つのプロセスで実施している。

外部評価の結果は、外部評価報告書として取りまとめ、ウェブサイトに掲載して学内外に公表している。これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価、認証評価、自己評価、外部評価の結果をフィードバックする仕組みを、点検評価規則第14条及び第15条に定めている。

具体的には、(1)学長は、評価結果に基づき、改善が必要と認めた事項、改善を必要とするとの通知のあった事項について、部局等の長に改善を指示するものとする、(2)部局等の長は、学長の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学評価室に提出しなければならないこと、(3)大学評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならないこと、(4)学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定すること等を定めている。

また、点検評価規則第16条には、学長が改善策を決定したときには、監事に報告することを定めている。

大学評価室では、各部局へのヒアリングを実施し、前年度に示された改善の提言に対する対応状況を確認するとともに、改善策の具体的な取組状況については、1年後のフォローアップ調査と2年後の最終調査で検証している。

評価の結果に基づく改善策への取り組みの具体的事例として、(1)9つの学長室の相互連絡・相互連携の改善及び学長室からの各校に対する情報発信の改善、(2)毎年度の国立大学法人評価に備えた学内での中間評価、1月評価、最終評価の導入による年度計画の進捗管理の改善、(3)当該年度の年度計画の取組状況を、次年度の年度計画に反映させることによる年度計画取組の改善、(4)研究費の不適切な経理防止に係る改善等が挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学評価室が中心となって、教育、研究、社会貢献等の計8項目の中から2年ごとに評価項目を設定して、当該大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を実施するとともに、翌年度には、その結果について外部評価を実施している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学則第 1 条に定められた大学の目的、同第 13 条に定められた課程、学科（専攻）の目的、同第 40 条に定められた大学院及び研究科に置く専攻の目的は、学則をウェブサイトの規則集のページに掲載して、学内外に公表するとともに、学生便覧の別冊として配布している「学則及び諸規則」に学則を掲載して学生及び教職員に周知を図っている。

大学憲章は、ウェブサイトに掲載して学内外に公表するとともに、学生に対しては、入学式においてリーフレットを配布して周知に努めている。また、毎年度の大学概要にも掲載して、教職員に周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

学部及び大学院の入学者受入方針は、入学者選抜要項、募集要項に掲載するとともに、ウェブサイトにも掲載して、受験希望者や学校関係者に周知を図っている。

教育課程の編成・実施方針は、学部、大学院とも明文化されていない。

これに代わるものとして、学士課程では教育課程編成基準、大学院課程では大学院教育学研究科履修規則をウェブサイトに掲載して、学内外に公表するとともに、学生及び教職員に、その内容の周知に努めている。

学部及び大学院の学位授与方針は、ウェブサイトに掲載し、学内外に公表するとともに、学生及び教職員に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された公表すべき教育研究活動等の状況の 9 項目について、ウェブサイトの「教育情報の公表」のページを設け、項目ごとに公表している。

このうち、各教員が有する研究業績及び学位については、当該ページにリンクされた「研究者総覧」を閲覧することとしているが、一部の教員の学位や研究業績が公表されていない状況となっている。これに対応するため、平成 27 年 5 月に「研究業績システムに関する要項」を新たに制定し、教員に必要な情報の登録を義務付け、これによって情報の登録状況の改善を進めていくこととしている。

平成 26 年 9 月の教育職員免許法施行規則の改正によって、平成 27 年 4 月から教職科目の課程認定を受

北海道教育大学

けているすべての大学に公表が義務付けられた「教員の養成の状況についての情報」については、平成27年12月にウェブサイトにて公表している。

自己点検・評価の結果は、ウェブサイトにて「北海道教育大学の評価」のページを設け、国立大学法人評価、認証評価、自己評価、外部評価の区分で、評価報告書等を掲載して公表している。

財務諸表、決算報告書、財務レポートは、ウェブサイトの「情報公開」のページにて、組織、業務・評価、財務、監査等に関する情報の一部として掲載して公表している。財務については、このほか、毎年度発行している大学概要にて年度予算の構成や外部資金の受入状況を掲載して公表している。

このほか、学園情報誌『HUE-LANDSCAPE』を半年に1回刊行して、一般市民に向けて教育研究活動等についての情報を提供している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 北海道教育大学

(2) 所在地 北海道札幌市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

附属研究所：なし

関連施設：附属図書館、国際交流・協力センター、
学校・地域教育研究支援センター、大
学教育開発センター、キャリアセンタ
ー、保健管理センター、教員養成開発
連携センター、大雪山自然教育研究施
設、附属学校

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部5,142人、大学院309人

専任教員数：406人

助手数：0人

2 特徴

北海道教育大学教育学部・教育学研究科の母体の1つである北海道師範学校は、初等学校教員の養成（師範教育）を目的として、明治19年に設置された。

新制国立大学の発足時には、旧制諸学校である北海道第一師範学校（札幌）、北海道第二師範学校（函館）、北海道第三師範学校（旭川）、北海道青年師範学校（岩見沢）の四師範学校を包括し、新たに釧路分校を設置して、昭和24年に北海道学芸大学として設置され、昭和41年に北海道教育大学に改称された。

その後、ベビーブームによる児童生徒の急増を背景に、昭和51年に養護教諭特別別科が函館分校、旭川分校に設置された。また、教員需要の低下に伴い、昭和63年から平成11年にかけて、教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的として新課程への改組が行われ、教員養成課程の入学定員を縮小した。

平成18年には、課程を集約・再編してキャンパスごとに人材養成を明確に区分し、教員養成課程を札幌、旭川、釧路校に置き、新課程を函館、岩見沢校に置いた。

さらに、平成24年度に発表された「大学改革実行プラン」（文部科学省）を受け、函館、岩見沢校に置かれた新課程を全国で初めて発展的に解消し、平成26年4月、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科を設置した。

大学院については、平成4年、本学大学院教育学研究科が、札幌・岩見沢分校の連携で設置され、函館・旭川・釧路の各分校でも順次整備を行い、平成11年には5分校に大学院の3専攻11専修が置かれた。平成14年には、学校臨床心理専攻を設置し、平成20年、専門性の高い教員を養成するために教職大学院を設置した。

本学「新課程」の改組に関して、国際地域学科と芸術・スポーツ文化学科とする改組案に併せて入学定員の見直しにも着手し、新学科が養成する人材の地域ニーズの把握と、北海道における教員需要見込み数の調査を行った。さらに、入学生の質確保という観点からの検討も重ね、「新課程」の入学定員を45人減じた上で学科に改組し、このうちの20人については、教員養成課程に振り替えることとした。平成25年12月18日に公表されたミッションの再定義の中で、「学校教員の養成に加え、新たな学科を設置して（中略）改革に取り組む」と明記されている。

「新課程」の改組の後、残された課題である教員養成課程の改革は、ミッションの再定義を踏まえつつ、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（文部科学省、平成25年6月）や北海道の教育課題にも留意し、学校教員の質向上に責任を果たすための取組を開始するために、「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」をまとめ（平成26年1月28日）、その改革を具体的に進めて実効性あるものにするために、「教員養成改革推進本部」を設置して（「北海道教育大学教員養成改革推進本部設置要項」制定、平成26年3月11日）、教員養成改革に着手した。

以上の改革を通じて、北海道教育大学は「人間と地域の成長・発展を促す大学」として、質の高い実践的な教員と、教育マインドを持った地域振興・地域文化振興を担う人材を養成し、地域の発展に寄与することを新たな使命として掲げている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的（北海道教育大学学則第1条）

北海道教育大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

2. 教育理念（大学憲章）

(1) 先進の人間教育

教育の活動は、人が育ち成長することへの飽くことなき関心と情熱から始まる。北海道教育大学の教育は、現代の人間と子どもについての先進的で深い知見と体験を根底に置き、人を育てることの喜びと尊さの自覚を不断に醸成する。

(2) 行動する教養

21世紀の社会と教育は、文理融合の複合的な教養、他者と積極的に関わり共存する柔軟な人間性を求めている。そのためには、芸術やスポーツを含めた多様な実践と体験に基づく、豊かで、社会に広がりを持つ人間性の育成が不可欠である。北海道教育大学の教育は、創造し行動する教養を旗印として現代の教養教育を展開する。

(3) 高い志の涵養

教育には、人のために生きる高い志が不可欠である。現代の教師には、子どもたちが抱える困難をわがこととして受け止める感受性が求められる。21世紀の地域と国際社会の諸課題への挑戦にも、同様の志が求められる。北海道教育大学の教育は、その全体を通して高い志の涵養をめざす。

3. 教育に関する目標（大学憲章）

- ・ 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養と知性並びに専門的能力を育て、北海道の地域特性を生かした教育実践を創造的に展開する教師を養成する。
- ・ 人間と地域の価値に関する現代的・学際的探究を進めるとともに、芸術、スポーツの専門性を高め、文化的活性化を図り、現代社会の多様なニーズに応える地域人材を養成する。
- ・ 学習主体者としての学生の自発的な学習を積極的に開発するとともに、学生間の交流を促進し、充実した学生生活とキャリア形成を組織的に支援する。

4. 研究に関する目標（大学憲章）

- ・ 教育諸科学をはじめとするあらゆる研究分野における理論的研究と実践的研究を融合的に深める。
- ・ より高度化し複雑化する現代の諸課題に対応し、先進的かつ学際的研究を推進する。

5. 社会貢献に関する目標（大学憲章）

- ・ 北海道における学術・文化の創造を推進する拠点として、地域社会に有益な情報を発信し、広く学びの場を提供する。
- ・ 社会から信頼される教師と地域人材を世に送り出すとともに、国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献する。

6. 学部・大学院の人材養成の目的（北海道教育大学学則第13条、第40条）

学部の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりである。

- (1) 教員養成課程 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養、知性並びに専門

- 的能力を持ち、子どもを深く理解し、北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。
- (2) 国際地域学科地域協働専攻 地域学の基本的知識、教育学の視点及び地域学を支える諸科学の専門知識を持ち、グローバル化した現代社会の地域学的問題を俯瞰的に捉え、国際的視野を持って地域社会の諸問題の解決のために積極的かつ主体的に行動できる人材を養成する。
 - (3) 国際地域学科地域教育専攻 地域の教育的課題解決に主体的に取り組み、特にグローバル化した現代社会に必要な国際性を持った子どもたちを育成するとともに、いじめ、不登校等の問題に苦しんでいる特別なニーズのある子どもの支援に先導的に取り組むことができる人材を養成する。
 - (4) 芸術・スポーツ文化学科芸術・スポーツビジネス専攻 芸術・スポーツ文化を活かしたマネジメントの知識及び組織の運営に関する実践的な能力を有し、芸術・スポーツを通じた地域活性化及びまちづくりに貢献するとともに、新しい文化ビジネスを創造できる人材を養成する。
 - (5) 芸術・スポーツ文化学科音楽文化専攻 音楽文化による地域の活性化を促すことができるとともに、音楽に関する専門的な知識、技法及び技能を有し、自らの創作活動を発信することにより、音楽文化を地域社会に広める人材を養成する。
 - (6) 芸術・スポーツ文化学科美術文化専攻 美術文化を地域社会に広め、美術による地域の活性化を促すことができ、表現者としても美術に関する深い造詣、豊かな技術及び諸問題を切り開く構想力を有する人材を養成する。
 - (7) 芸術・スポーツ文化学科スポーツ文化専攻 スポーツ文化を地域社会に広めスポーツによる地域の活性化を促すことができるとともに、スポーツに関する科学的知識及び技能を有し、スポーツ指導ができる人材を養成する。

大学院の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりである。

- (1) 学校教育専攻 学校教育の諸分野における専門的研究を深め、併せて学校教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、学校教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、学校現場において、生涯学習・社会教育及び福祉教育等の観点と研究的視点をもって、指導的な役割を担うことのできる人材を養成する。
- (2) 教科教育専攻 各教科における専門的研究を深め、併せてそれを基盤とした教科教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、教科指導に加え、教科指導上に生ずる様々な教育課題に対し、研究的視点をもって対応できる人材を養成する。
- (3) 養護教育専攻 教育保健学、医科学看護学、心身相談の各分野における専門研究を深め、併せて養護教育における諸課題を理論的・実践的に深く究明し、養護教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図り、保健室の経営及び心身の健康問題に対応できる人材を養成する。
- (4) 学校臨床心理専攻 教育臨床、心理臨床、発達臨床の各領域における専門的研究を深め、様々な心の問題の援助を必要とする児童・生徒に対して教育臨床アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力の形成を図り、カウンセリングマインドをもった教員、及び地域において学校教員と協働して心理的・福祉的ケアを担うことのできる人材を養成する。
- (5) 高度教職実践専攻 学校現場における諸課題について、理論的・実践的研究を深め、教師としての使命を自覚し、学校全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の形成を図り、授業実践力、学級・学校経営力、生徒指導力、教育相談力、協働遂行力及び地域教育連携力を備えた人材を養成する。